

山武市地域防災計画

地震・津波災害編

目 次

第1章 災害予防計画	1
第1節 地域防災力の向上	3
第1 防災意識の向上及び防災知識の普及・啓発	3
第2 自主防災体制の強化	4
第3 防災訓練の推進	7
第4 市役所防災体制の整備	8
第5 調査・研究	8
第2節 津波災害の予防	10
第1 津波避難の基本的な考え方	10
第2 避難施設の整備	10
第3 津波広報・教育・訓練	11
第4 津波避難体制の整備	11
第3節 地盤災害の予防	13
第1 土砂災害の防止	13
第2 地盤沈下防止対策	14
第3 液状化対策	14
第4 地籍調査の推進	15
第4節 災害に強い都市の形成	16
第1 市街地の不燃化	16
第2 建築物の耐震化等	16
第3 ライフライン施設の耐震化	17
第4 道路・交通施設の安全化	18
第5節 火災の防止	19
第1 出火防止	19
第2 初期消火	19
第3 延焼の拡大防止	20
第6節 防災施設の整備	21
第1 避難場所等の整備	21
第2 避難路の整備	22
第3 ヘリコプター臨時離発着場の確保	22
第4 情報連絡施設等の整備	22
第5 防災拠点の整備	23
第7節 被災者支援体制の整備	24
第1 備蓄・物流対策	24
第2 給水体制の整備	25
第3 災害時医療体制の整備	25
第4 緊急輸送体制の整備	27
第5 ボランティア受入れのための環境整備	27
第6 受援体制の整備	28
第8節 要配慮者の安全確保対策	29
第1 在宅要配慮者への対策	29
第2 社会福祉施設における防災対策	31

第3 外国人への対策	32
第9節 帰宅困難者対策	33
第1 一斉帰宅の抑制	33
第2 帰宅困難者の安全確保	33
第2章 災害応急対策計画	35
第1節 応急活動体制	37
第1 防災体制の確立	37
第2 災害対策本部設置前の体制	38
第3 災害対策本部の体制	38
第4 災害対策本部廃止後の体制	40
第5 災害救助法の適用	44
第2節 情報の収集伝達	47
第1 情報連絡体制の確立	47
第2 地震・津波情報等の収集・伝達	48
第3 被害情報の収集・報告	50
第4 災害広報	53
第5 報道機関への対応	54
第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策	55
第1 消防活動	55
第2 救助・救急活動	56
第3 水防活動	57
第4 危険物等の対策	57
第4節 災害警備・交通規制	59
第1 災害警備	59
第2 交通規制等	60
第3 緊急通行車両の確認等	61
第4 緊急輸送	62
第5 防犯	62
第5節 地震避難対策	63
第1 避難行動	63
第2 避難所の開設	66
第3 避難所の運営	66
第4 感染症対策	67
第5 避難所の閉鎖	68
第6 広域避難・広域一時滞在	68
第6節 津波避難対策	69
第1 津波避難区域	69
第2 津波避難情報の伝達	69
第3 避難行動	69
第7節 医療救護・防疫活動	71
第1 医療救護活動	71
第2 防疫活動	73
第3 保健衛生活動	73
第8節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	75

第1 行方不明者の捜索	75
第2 遺体の処理・埋火葬	75
第9節 給水・物資の供給	77
第1 飲料水の供給	77
第2 食料の供給	78
第3 生活必需品の供給	79
第4 救援物資の受入れ・管理	79
第10節 広域応援要請・広域避難者等の受入れ	80
第1 自衛隊の災害派遣	80
第2 県・市町村等への要請	82
第3 消防の広域応援要請	84
第4 災害協定の活用	84
第5 広域避難者等の受入れ	85
第11節 生活関連施設等の応急復旧対策	86
第1 ライフライン施設	86
第2 交通	87
第3 公共施設	88
第12節 学校等における児童・生徒等の安全対策	89
第1 災害発生時の対応	89
第2 応急教育	89
第3 応急保育	90
第4 社会教育施設の対策	90
第5 文化財の確認	91
第13節 廃棄物・環境対策	92
第1 障害物の除去	92
第2 清掃・廃棄物処理	93
第3 環境汚染の防止	94
第4 動物対策	94
第14節 建築物・住宅対策	95
第1 被災建築物の応急危険度判定	95
第2 被災宅地の危険度判定	95
第3 住家の被災調査・罹災証明の発行	96
第4 住宅の応急修理	96
第5 応急仮設住宅の供給	96
第15節 要配慮者対策	98
第1 避難行動要支援者の避難支援	98
第2 要配慮者への対応	98
第3 社会福祉施設入所者等への支援	99
第16節 ボランティアへの対応	100
第1 ボランティアの受入れ体制	100
第2 ボランティア活動支援	101
第17節 帰宅困難者対策	102
第1 施設管理者等の対応	102
第2 市の対応	102

第18節 生活支援	103
第3章 災害復旧・復興計画	105
第1節 市民生活安定のための対策	107
第1 被災者の生活支援	107
第2 地域経済への支援	110
第2節 災害復旧事業計画	111
第1 災害復旧事業	111
第2 国の財政援助等	111
第3節 災害復興計画	112

附編1 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則	115
第1 計画の目的	115
第2 用語の定義	115
第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	116
第4 市の配備体制	116
第2節 地震防災対策計画	117
第1 関係者との連携協力の確保	117
第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	117
第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等	119
第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	124
第5 防災訓練計画	125
第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	125
第7 南海トラフ地震防災対策計画	126

附編2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総 則	132
第1 推進計画の目的	132
第2 用語の定義	132
第3 防災関係機関等の処置すべき事務又は業務の大綱	135
第4 市の配備体制	135
第2節 地震防災対策計画	136
第1 関係者との連携協力の確保	136
第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	136
第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等	136
第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	137
第5 防災訓練計画	137
第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	138
第7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画等	138

第 1 章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上

項 目	市担当	関係機関
第1 防災意識の向上及び防災知識の普及・啓発	消防防災課、子ども教育課、秘書広報課	—
第2 自主防災体制の強化	消防防災課、商工観光課	自主防災組織、消防団、消防本部、防災士協会
第3 防災訓練の推進	消防防災課	自主防災組織、消防団、消防本部
第4 市役所防災体制の整備	消防防災課、各課等	—
第5 調査・研究	消防防災課	—

第1 防災意識の向上及び防災知識の普及・啓発

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが高い防災意識を保持し「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震・津波に関する防災・減災についての正しい知識をもち、日頃から災害時に沈着冷静に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。

そこで、次のようにあらゆる機会を捉えて防災意識の向上及び防災知識の普及・啓発に努める。

防災意識：「怖い」「どうしよう」

防災知識：「こんな時はどうする」

1 ハザードマップ等による防災への意識付けと知識の普及・啓発

消防防災課は、市民等が災害を正しく恐れ、防災に関して正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、市の広報紙、ホームページ、ハザードマップ等により、防災意識の向上と防災知識の普及と啓発に努める。

特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

ハザードマップについては、「山武市ハザードマップ（地震・津波編）」及び「山武市ハザードマップ（洪水・土砂災害編）」を適宜に改訂を行い配布する。

2 地区防災訓練及び出前講座等による防災への意識付けと知識の普及・啓発

消防防災課は、ハザードマップや防災に関する資料を使用し、防災講演会や地域での集会等で防災知識の普及・啓発に努める。

3 過去の災害教訓の伝承

消防防災課及び秘書広報課は、各種災害の実情と災害から得られた教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、画像等の資料を市民に閲覧できるようホームページに掲載する等公開に努める。

4 教育における 防災への意識付けと防災知識の普及

各学校は、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の下に適切に対応し避難する力を養うため、家庭や地域等と連携し、防災教育を実施

する。特に、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行い、自らの安全確保や他者や地域への貢献を身につけることに留意する。

〈防災知識の普及・啓発の重点項目〉

ア 防災の重要性に関する知識

- ① 身の回りに起こり得る災害とこれに伴う被害状況に関すること。
- ② 震災時のインフラ（水道、電気、ガス、電話等）の機能停止と復旧に関すること。

イ 自らの身を守るための知識

- ① 自助・共助・公助の考え方に関すること。
- ② 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ③ 警報等や避難指示等の意味・内容に関すること。
- ④ 津波フラッグ、津波警報の意味・伝達要領に関すること。
- ⑤ 食料、飲料水、医薬品等の備蓄、救急用品等非常持出品に関すること。
- ⑥ 自動車、発電機、ガスコンロ等の燃料確保要領（こまめな満タン給油等）に関すること。
- ⑦ 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策に関すること。
- ⑧ 出火防止（通電火災、住宅用火災警報器、感電ブレーカーの設置の有効性等）及び初期消火に関すること。
- ⑨ 指定緊急避難場所、指定避難所及びその他の避難施設（安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等）と安全な避難経路の選定等に関すること。
- ⑩ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難場所、避難方法及び避難時の留意事項に関すること。
- ⑪ 避難所での感染症対策（避難所における感染予防と携行品等）に関すること。
- ⑫ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備。
- ⑬ 帰宅困難時の対応（帰宅困難者、被災地の家族）に関すること。
- ⑭ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ウ 地域防災力を向上させるための知識

- ① 救助救護の方法
- ② 自主防災活動の実施

エ その他一般的な知識

- ① 地域防災計画の概要

第2 自主防災体制の強化

1 自主防災組織の育成

消防防災課は、自主防災組織づくりを積極的に推進するため、区・自治会を単位とした自主防災組織の結成促進や既存の自主防災組織の活動強化のための支援を行う。

また、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するため、自主防災組織への女性の参画を促進する。

(1) 自主防災組織の結成への支援

自主防災組織の結成時に必要な防災用資機材の整備に対し、山武市自主防災組織設置促進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

(2) 自主防災組織の活動への支援

防災訓練等の活動を行う組織に対し、山武市自主防災組織活動促進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

(3) 防災ネットワークづくり

消防防災課は、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

〈自主防災組織の活動〉

平 常 時	ア	防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
	イ	地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
	ウ	防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
	エ	家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物）
	オ	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材）
	カ	要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理）
	キ	他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発 災 時	ア	情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示等）
	イ	出火防止、初期消火
	ウ	救出・救護（救出活動・救護活動）
	エ	避難（避難誘導、避難所の運営）
	オ	給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）

2 避難所運営委員会の設立

消防防災課は、市が指定する指定一般避難所の災害時の開設・運営を自助・共助・公助の連携により円滑に実施するため、旧小学校区を単位として、避難所運営委員会の設立を平時から促進する。

設立にあたっては、高齢者、乳幼児、女性の特性に応じた避難所環境を整えるため、避難所運営委員に多くの女性を登用することを促す。

(1) 避難所運営委員会の設立への支援

設立に必要な、事前の協議、会則の作成及び資機材の購入等について支援する。

(2) 避難所運営委員会の活動への支援

避難所開設・運営訓練等の活動に対し補助金を交付する。

〈避難所運営委員会の活動〉

平 常 時	ア 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） イ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、図上訓練） ウ 避難所の防災倉庫内の防災資機材等の確認及び取り扱い操作訓練（備蓄食料・水、トイレ、ストーブ、生活用品等） エ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理） オ 旧小学校区内の他団体等との連携（区・自治会、自主防災組織、民生委員、施設管理者等）
発 災 時	ア 情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示等） イ 避難所の開設（招集、受付、避難者の受け入れ） ウ 避難所の運営（食事・水の提供、救援物資の受け入れ、管理、配分、避難所の問題点の把握と改善、防犯・規律維持、衛生及び環境整備、ボランティア要請・受け入れ、関係機関との連絡調整等） エ 旧小学校区内の避難所（区・自治会開設）及び在宅避難者支援

3 防災士協会の活動支援

消防防災課は、地域の防災リーダーとして災害時の防災・減災活動が期待できる防災士のスキルアップと、平時における防災意識の啓発、自助・共助活動の防災訓練の計画・実施を組織的に行うことを目的とした防災士協会の活動について次の支援を行う。

- (1) 関係機関との調整
- (2) 防災士のスキルアップのための教育
- (3) 防災士協会の行う訓練及び防災講話等の支援
- (4) 山武市自主防災組織等活動促進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付

〈防災士協会の活動〉

平 常 時	ア 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成） イ 自主防災組織の設立支援 ウ 防災訓練（個別訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） エ 市民に対する防災講話の実施 オ 防災士としてのスキルアップのための勉強会及び訓練の実施 カ 市が実施する防災訓練の支援 キ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発 災 時	ア 情報の収集及び共有（予報及び警報、避難指示、被害の状況、ライフラインの状況等） イ 初期消火 ウ 救出・救護（救出活動・救護活動） エ 避難（避難誘導、避難所の運営支援） オ 給食・給水支援

4 地区防災計画の作成

消防防災課は、自主防災組織等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画を提案した場合、防災会議に諮り、防災会議が必要と認める場合は地区防災計画を本計画に定める。

5 事業所の防災体制の整備

(1) 防災・防火管理体制の強化

消防本部は、学校、病院、店舗等多数の人が出入りする施設の管理権原者に対し、消防法第8条の規定により防火管理者を選任させ、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行わせるとともに、出火の防止、初期消火体制の強化等について指導する。

雑居ビル等については、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理体制の確立や発災時に防災体制がとれるよう指導する。

また、多数の人が利用する大規模建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施について指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

消防本部は、危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 中小企業の事業継続

消防防災課、商工観光課は、中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

第3 防災訓練の推進

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練及び市の災害対応能力を向上させるための個別並びに機能別訓練を実施する。

1 総合防災訓練

消防防災課は、地震・津波の発生を想定し、市、消防本部、消防団、市民、自主防災組織、ボランティア（NPO）及び防災関係機関が一体となって、各種の訓練を行う総合防災訓練を実施する。

訓練は、隔年を基準として実施するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

2 個別及び機能別訓練

消防防災課は、災害対策の一連の活動の一部について訓練が必要と判断した場合は、個別の訓練を計画・実施する。

また、災害対策各班が実施する災害対策業務の実施について訓練が必要と判断した場合又は各班からの訓練の要望があった場合、機能別の訓練を計画・実施する。

個別及び機能別訓練は、実働訓練、机上訓練及び各災害対策業務の関係部署による協議をもつて行う。

〈個別訓練の事例〉

ア 災害対策本部設置訓練	イ 職員参集訓練
ウ 情報収集伝達訓練	エ 避難誘導訓練
オ 初期消火訓練	カ 救出・救護訓練
キ 給水、炊き出し訓練	ク 避難所開設訓練
ケ ライフライン施設復旧訓練 等	

3 各種防災訓練

消防防災課は、区・自治会、自主防災組織が実施する訓練を支援する。

(1) 津波避難訓練

市民等の参加のもと大規模な津波を想定した避難訓練を行い、避難誘導や要配慮者の避難支援等、市民等の行動の習熟を図る。

(2) 自主防災訓練

消防本部は、地域で実施する初期消火、応急救護等の自主防災訓練を指導する。

第4 市役所防災体制の整備

1 市役所の防災体制

(1) 研修等の実施

消防防災課は、職員に対する防災知識、災害対策本部事務分掌における役割の分担等に関する職員研修を実施する。

特に、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日頃から、国、県、防災関係機関の研修を活用し、防災・減災に係る知識、防災意識の醸成に取り組む。

また、各課等は、災害時職員初動マニュアル（地震・津波編）について、定期的かつ経年変化に応じた見直しや市内・外で発生した地震・津波災害（以下、「実災害」という。）及び防災訓練等での評価を踏まえた見直し（消防防災課への見直し意見の提出）を行う。

(2) 市役所業務継続計画（BCP）の改訂

市役所業務継続計画（BCP）とは、災害時のリスクのある中で市役所の業務が継続して行えるよう優先して行うべき業務を定め、必要な人、物の資源の準備や対応方針を定めた市役所運営の計画であり、経年変化や実災害、訓練の経験から改訂が必要と判断される場合には適時改訂を行う。

(3) 広域避難等の受入れ準備

消防防災課は、他地域の災害発生により市に広域避難や広域一時滞在の受入れ要請があった場合の対応について準備する。

2 学校等の防災体制

各学校は、被害を最小限にとどめる事前の備えと、発生時の迅速な対応ができる防災体制を確立し、市教育委員会が作成した災害時初動対応マニュアルや学校ごとに作成している危機管理マニュアルにより、防災体制を強化する。

また、こども園・幼稚園は、災害発生時の対応を定めたマニュアル等により防災体制を確立する。

各学校、こども園、幼稚園等は、実災害及び防災訓練の評価を踏まえて、それぞれ作成したマニュアルの定期的な見直しを行う。

第5 調査・研究

1 基礎データの作成

消防防災課は、調査研究の基礎となる自然条件、社会条件のデータについて、今後の利活用を考慮して収集、蓄積する。

特に災害が発生した際は、土木課等とともに被害箇所等の位置情報を調査し、地図データ等に整理するとともに、被災状況を画像で保管し、災害危険性の評価等に活用できるようにする。

2 防災に関する図書・資料等の収集・整理

消防防災課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

3 専門的調査・研究の実施

消防防災課は、市を取り巻く状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、防災アセスメントを実施し災害危険箇所の把握に努め、防災広報や防災教育に活用する。

第2節 津波災害の予防

体 系	市担当	関係機関
第1 津波避難の基本的な考え方	消防防災課、都市整備課	—
第2 避難施設の整備	消防防災課、土木課、	—
第3 津波広報・教育・訓練	消防防災課、子ども教育課、子育て支援課	自主防災組織、消防団
第4 津波避難体制の整備	消防防災課	—

第1 津波避難の基本的な考え方

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、区、自治会、自主防災組織の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

また、本計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、消防防災課、都市整備課による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、防災・減災の観点からのまちづくりに努める。

第2 避難施設の整備

「山武市津波対策100年計画」（平成25年3月）に基づき、既存施設との関連性を持たせるとともに、東日本大震災での津波浸水区域内を優先整備対象区域と位置づけ、避難道路及び避難施設の段階的整備を実施する。

1 避難道路の整備

徒歩・自転車・自動車の円滑な避難が可能となる道路の幅員、歩道、橋梁の耐震性、誘導看板の構造を定め、海岸地域から内陸へ直線的につながる既存の路線を中心に、避難経路として使用されることが考えられる道路を整備対象路線として検討し、その中で次の5路線を優先整備路線として整備する。

〈主要避難道路〉

- | | |
|---|------------------------------|
| ア | 市道「井之内線」～「富口・井之内線」 |
| イ | 市道「松ヶ谷1号線」～「上横地・松ヶ谷線」 |
| ウ | 市道「蓮沼ホ・蓮沼イ線」～「松尾町木刀・松尾町武野里線」 |
| エ | 県道121号「成東鳴浜線」 |
| オ | 市道「松尾町大堤・蓮沼ニ線」～「蓮沼ニ線」 |

2 避難施設の整備

(1) 民間・既存施設の利活用

消防防災課は、海岸地域にある津波避難に適していると考えられる民間施設（宿泊施設等）を、津波避難ビルとして一時避難に使用できるよう、施設所有者と協定を締結する。

(2) 施設の整備

消防防災課は、既存施設の利活用、その他対策を推進した場合でも、著しく避難が困難であり、甚大な被害が予想される地域においては、津波避難タワー、築山等の避難施設の整備を実施する。

(3) 避難環境の整備

市は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和4年4月改定）に留意して、安全性、良好な居住性の確保、生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供等、生活環境の環境に必要な整備を実施する。

第3 津波広報・教育・訓練

1 津波知識の啓発

消防防災課は、津波想定浸水域を記載したハザードマップを作成、配布する。ハザードマップには、浸水域のほか、避難場所、津波警報や津波避難行動、持出品等に関する情報を掲載し、周知を図る。

また、海水浴場やプール等の集客施設の周辺に、避難場所や避難経路を図示した看板、海拔表示看板等を設置し、観光客等にも配慮した対策を実施する。

2 防災教育

こども園・幼稚園・小中学校は、それぞれ作成してある「危機管理マニュアル」の見直しや避難計画を作成し、避難訓練を通じて防災教育を実施する。

3 津波避難訓練

消防防災課は、消防団、市民、区・自治会、自主防災組織、事業所等が参加する総合的な避難訓練を実施する。

また、区・自治会、自主防災組織、事業所、各施設は、それぞれの単位に避難訓練を実施し、避難行動の習熟を図る。

なお、訓練の実施にあたっては、夏の観光客等、夜間、要配慮者の支援など、様々な想定や訓練項目を設定する。

第4 津波避難体制の整備

1 津波避難計画の策定

消防防災課は、津波避難区域や避難場所、津波警報等の伝達等を定めた津波避難計画を策定するとともに、社会情勢の経年変化に合わせて継続的に見直しを行う。

2 情報伝達体制の整備

消防防災課は、津波警報等を迅速に伝達できるようJアラート、緊急速報メール等の情報伝達体制の整備を図る。

また、通信機器が発災時の停電の影響等を受けないように、非常電源の容量確保、耐震性の向上などを検討する。

3 自主的避難の体制整備

消防防災課は、市民、事業所及び集客施設等において津波警報等が覚知された場合に、各主体が迅速な情報伝達と円滑な避難誘導が実施されるよう、各主体における避難体制の整備について助言、指導を行う。

第3節 地盤災害の予防

体 系	市担当	関係機関
第1 土砂災害の防止	消防防災課、土木課、農政課	山武土木事務所、北部林業事務所
第2 地盤沈下防止対策	—	県
第3 液状化対策	消防防災課、都市整備課、土木課、水道課	山武郡市広域水道企業団、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第4 地籍調査の推進	土木課	—

第1 土砂災害の防止

1 土砂災害警戒区域の周知

消防防災課は、県の公表を基に土砂災害警戒区域についてハザードマップ、広報紙、パンフレットにより、市民に周知を図る。

2 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

(2) 警戒避難体制の整備

消防防災課は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、急傾斜地法の規定により急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当する崖について、知事が必要と認めるもの

ア 急傾斜地の勾配が30度以上の崖

イ 急傾斜地の高さが5m以上の崖

ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内において居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築制限の徹底を図る。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域市民等の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市が行う防止工事に対し、県費助成を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

4 山地災害対策

県は、山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定し公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

5 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき許可及び確認、工事規制区域の指定等、宅地工事の指導を行う。

6 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、各採取業者及び関係組合に対し、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づき、周辺地域の状況等に十分留意して、許可及び指導を行う。

第2 地盤沈下防止対策

県は、地盤沈下を防止するため、県環境保全条例等に基づき、地下水汲み上げ規制や天然ガスかん水汲み上げ及び天然ガス井戸開発への指導を行う。

第3 液状化対策

1 液状化に関する広報

(1) 液状化現象の知識普及

消防防災課は、防災アセスメント調査による液状化危険度予測の結果、県の作成した「液状化危険度しやすさ・危険度マップ」、「揺れやすさマップ」等を用いて周知を図る。

(2) 住宅の液状化対策工法の周知

都市整備課は、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策工法の知識の普及・啓発に努める。

2 施設の液状化対策工法

(1) 上水道施設

水道課及び山武郡市広域水道企業団は、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

さらに、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧の体制の整備に努める。

(2) 道路・橋梁

道路管理者は、路面や橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される箇所について、地盤の強化等の対策を実施する。

(3) 河川・海岸

河川及び海岸管理者は、国土交通省で作成した各種施設の耐震点検マニュアルに基づき、堤防、水門、樋管等の点検を行う。

第4 地籍調査の推進

土木課は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、県の支援を受けて地籍調査を実施する。

第4節 災害に強い都市の形成

体 系	市担当	関係機関
第1 市街地の不燃化	都市整備課	県
第2 建築物の耐震化等	都市整備課、消防防災課	県
第3 ライフライン施設の耐震化	水道課	山武郡市広域水道企業団、東京電力パワーグリッド株式会社、大多喜ガス株式会社、通信会社、LPガス販売業者
第4 道路・交通施設の安全化	土木課、農政課	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社

※通信会社とは、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社をいう。

第1 市街地の不燃化

1 建築物の不燃化

(1) 防火・準防火地域の指定

都市整備課は県と連携し、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

(2) 建築物の不燃化

都市整備課は、防火地域及び準防火地域以外の市街地の延焼を防止するため、建築基準法第22条の規定に基づき屋根の不燃化区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2 都市防災不燃化促進事業

都市整備課は、大規模な地震等に伴い発生する火災から市民等の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3 防災空間の整備・拡大

都市整備課は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。

道路については、災害時の避難路や緊急輸送路、消防など緊急活動の基盤となるとともに、大規模火災の延焼を防ぐ防災空間として重要な役割を果たすことから、都市計画道路などの整備を推進する。

第2 建築物の耐震化等

1 既存建築物の耐震化

都市整備課は、「山武市耐震改修促進計画」（令和5年3月）に基づき、住宅及び特定建築物、市有建築物の耐震化の促進を図る。

(1) 住宅及び民間の特定建築物の耐震化

令和7年度における耐震化率の目標を95%と定め、次の対策を実施する。

ア 山武市耐震診断補助制度

昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅について、耐震診断の費用の一部を助成する。

イ 耐震改修補助制度

昭和56年5月31日以前に建築された耐震性が不十分である建築物の耐震改修工事の費用の一部を助成する。

ウ 知識の普及

地震ハザードマップの普及、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、耐震相談会等を実施する。

(2) 市有建築物の耐震化

平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも市有施設の耐震化の促進に積極的に取り組むものとする。

(3) 県、関係団体との連携

県及び建築関連団体と連携して耐震改修等の普及・促進に取り組む。

2 ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等の倒壊・落下防止

都市整備課は、県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月）に基づき、所有者に対する助言・指導、小学校等の通学路等に面したブロック塀等の点検パトロールを実施し、また、危険箇所については道路管理者等と協議し、改善指導等を実施するとともに、平成31年に策定した危険なブロック塀等を撤去する事業への補助制度（山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金交付要綱）の周知を図り、ブロック塀等の安全対策を促進する。

また、「千葉県屋外広告物条例」に基づき屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

(2) 落下物・倒壊物対策

都市整備課は、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

(3) 家具・大型家電の転倒防止

消防防災課は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、ハザードマップ等において、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

第3 ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

1 上水道施設

水道課及び山武郡市広域水道企業団は、水道施設の耐震性を強化するため、配水場の耐震診

断計画の策定等、配水管路の耐震化を行う。

また、災害時の給水体制を維持するため、広域的バックアップ体制、給水資機材の備蓄、応急給水訓練の継続実施を行い、災害対応力を向上させる。

2 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から、各種基準に基づき電力施設の耐震性の確保を行う。

3 ガス施設

大多喜ガス株式会社は、ガスホルダー、地区ガバナー等に耐震性の高い施設を導入している。導管についても、地盤変動に耐えられる鋼管や地震や不等沈下に強いポリエチレン管等を導入している。

今後、既設の古いガス管については、計画的に耐震性のある導管に入れ替えを実施する。

4 液化石油ガス

LPGガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及に取り組み、消費者に対しては地震時の元栓閉止等の行動の啓発を図る。

5 通信施設

各通信会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

第4 道路・交通施設の安全化

1 道路・橋梁

道路管理者は、橋梁について国土交通省の最新の道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施する。道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施する。

特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施する。

2 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」等に基づき、耐震列車防護装置整備の改良、防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進する。

第5節 火災の防止

体 系	市担当	関係機関
第1 出火防止	—	消防本部、消防団、県
第2 初期消火	—	消防本部
第3 延焼の拡大防止	消防防災課	消防本部

第1 出火防止

1 出火の防止

(1) 一般家庭に対する指導

消防本部及び消防団は、区・自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅用火災警報器のすべての住宅への設置促進、防災製品の活用の啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防本部は、防火管理者及び防災管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者及び防災管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

(3) 火災予防のための立入検査

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を実施し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を行うとともに、防火対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努める。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

県及び消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。

また、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

山武郡市広域行政組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者又は占有者に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

第2 初期消火

消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設

置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

第3 延焼の拡大防止

1 消防力の強化

(1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図る。

また、「山武郡市広域行政組合消防庁舎建設基本計画」及び「山武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」に基づき整備を進めるとともに、住宅地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）にあわせて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

なお、「山武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」のうち、消防長が認める消防車両等については、千葉県広域応援隊や緊急消防援助隊として応援可能なものとする。

(2) 消防団の強化

消防防災課は、消防団の強化・活性化のため、消防団車両の計画的な更新、救急救助用具、水災用器具、安全装備品、携帯用無線機等の資機材を配備し、防災力の強化を図る。

また、次の点に留意して消防団員の確保を図る。

- ア 消防団に関する住民意識の高揚
- イ 処遇の改善
- ウ 消防団の施設・装備の改善
- エ 女性消防団員の確保の検討
- オ 機能別消防団員の確保の検討

2 消防水利の整備

消防防災課は、地震時の断水に備え、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

3 広域応援体制の整備

消防本部は、消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速対応ができるようにする。

また、千葉県消防広域応援基本計画に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練の実施及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

第6節 防災施設の整備

体 系	市担当	関係機関
第1 避難場所等の整備	消防防災課、各施設の所管課等、社会福祉課	—
第2 避難路の整備	土木課、消防防災課	山武土木事務所
第3 ヘリコプター臨時離発着場の確保	消防防災課	—
第4 情報連絡施設等の整備	消防防災課	消防本部
第5 防災拠点の整備	消防防災課	—

第1 避難場所等の整備

1 避難場所の指定及び解除

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

消防防災課は、災害対策基本法第49条の4～9に基づき、災害から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。

指定にあたっては知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。

また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に留意して、指定避難所の環境整備等を推進する。

(2) 福祉避難所の指定

消防防災課は、指定一般避難所での生活が困難な要配慮者等に対応するため、「指定福祉避難所」を指定する。

2 避難所の整備

市は、指定一般避難所については、「災害時における避難所運営の手引き」（令和4年3月千葉県）により、次のような設備の整備に努める。

- (1) 対象地域の被災住民等を収容できる規模で、かつ、耐震化及び液状化対策を実施する。
- (2) 必要に応じ冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。また、これらの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図るとともに、電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- (3) 救護所、福祉避難室、公衆無線LAN、通信機器等の整備に努める。
- (4) 避難所に食料、水、非常用電源、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (5) 避難生活の長期化、高齢者、障がい者等の要配慮者に対応するため、要配慮者に特別の配慮をするための避難施設の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- (6) 間仕切りや照明等、女性、性的マイノリティの方に特に配慮した被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (7) 停電に備え太陽光発電システム、非常用自家発電機の設置を促進する。
- (8) 指定管理施設については、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定

めるよう努める。

- (9) 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から市（消防防災課、健康支援課）と保健所（山武健康福祉センター）が連携して取組を進めるとともに、必要な体制について検討する。

3 避難場所等の周知

消防防災課は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、広報紙、ハザードマップ、市ホームページ等により指定緊急避難場所の周知を行う。

また、平時から指定避難所の場所、収容人数等を住民に周知するほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等をホームページ等で提供できる手段の整備に努める。

4 避難所運営体制の整備

消防防災課、社会福祉課は、避難所の効率的な管理のため、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に作成した「避難所運営マニュアル」を活用した訓練等を通じて、避難所の開設、運営体制を整備する。また、自助、共助、公助の連携による運営体制を確保する。

さらに、社会教育施設等の管理者は、社会教育施設等において、利用者の安全と避難場所として利用されることを想定したマニュアルを作成する。

第2 避難路の整備

土木課・消防防災課及び県は、避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、整備に努める。

また、歩道や火災延焼防止効果のある街路樹等の整備も推進する。

第3 ヘリコプター臨時離発着場の確保

消防防災課は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離発着場の指定及び見直しを図る。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所の臨時離発着場については、避難者等の安全性等を考慮し、避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

第4 情報連絡施設等の整備

1 無線通信施設の整備

消防防災課は、市民に正確に情報が伝達できるよう防災行政無線の聴取状況の調査を行い、施設の整備を図るほか、SNSなどへの情報伝達ができるよう機能強化を図る。

また、揺れや停電、老朽化等に備えて、通信機器の固定、非常電源の確保、設備の更新、機能強化等を行う。

2 アマチュア無線の活用

消防防災課は、アマチュア無線団体との情報連絡体制に努める。

3 消防通信体制の整備

災害時の消防機関における連絡系統の確保をより確実にするため、消防防災通信施設の整備、連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの更新整備、消防通信ネットワークの強化の推進等、消防通信体制の整備を図る。

4 その他の通信の確保

消防防災課は、ケーブルテレビによる警報や避難指示等の伝達を行うため、伝送設備の耐災害性能の強化を推進する。

第5 防災拠点の整備

消防防災課は、都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、災害応援等の活動拠点、生活物資等の集積拠点、ヘリコプターによる輸送拠点、地域の避難場所等として機能する防災拠点の整備を推進する。

第7節 被災者支援体制の整備

項 目	市担当	関係機関
第1 備蓄・物流対策	消防防災課	—
第2 給水体制の整備	消防防災課、水道課	山武郡市広域水道企業団
第3 災害時医療体制の整備	消防防災課、健康支援課	保健所（山武健康福祉センター）
第4 緊急輸送体制の整備	消防防災課、財政課	—
第5 ボランティア受入れのための環境整備	市民自治支援課、消防防災課	山武市社会福祉協議会
第6 受援体制の整備	消防防災課、総務課	—

第1 備蓄・物流対策

1 自助による備蓄の促進

(1) 家庭内備蓄の推進

消防防災課は、最低3日間（推奨1週間）分の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて意識の啓発、ノウハウの普及を図る。

特に、家族に要配慮者や食物アレルギーをもつ者がいる家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、アレルギー対応食品などの備蓄を行うようにする。

(2) 事業所内備蓄の推進

消防防災課は、各事業所における従業員等の3日以上分の食料や飲料水、さらには、集客施設を有する事業所においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討することについて意識の啓発、ノウハウの普及を図る。

2 公的備蓄の整備

(1) 備蓄の推進

消防防災課は、防災アセスメント調査結果及び県の「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月）に基づき、備蓄目標を次のように定め、備蓄品等の整備を図る。

なお、備蓄物資の選定に際しては、男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮した女性用品、乳児用品、要配慮者用の資機材等を備蓄するよう努める。

〈備蓄目標の設定〉

- ・公的備蓄は、自助・共助で行われる備蓄物資を補完することを基本とする。
 - ・発災後4日目からは救援物資等で確保が可能と想定し、3日間を備蓄で対応する。・対象者は、防災アセスメント調査における発災1日後の避難生活者数が3,124人であることから、3,200人とする。
- $3,200 \text{ 人} \times 3 \text{ 日} \times 3 \text{ 食} = 28,800 \text{ 食}$ を目標とする。

(2) 民間との協定締結

消防防災課は、備蓄に適さない物資や備蓄することが困難な物資、4日目以降の物資確保のために民間流通事業者との協定等により確保できる体制を構築する。

また、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 情報の共有

消防防災課は、国の「物資調達・輸送調整システム」に備蓄情報や物資集積所（地域内輸送拠点）等を登録し、災害時における国、県からの支援の効率化を図る。

3 防災備蓄倉庫の整備

消防防災課は、災害時の避難所となる小・中学校等に防災備蓄倉庫を整備し、食料、毛布など防災用品の備蓄を図る。

第2 給水体制の整備

1 応急給水用資機材の整備

消防防災課、水道事業者（水道課、山武郡市広域水道企業団）は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、応急給水用資機材の整備・充実を図る。また、応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

2 井戸等の活用

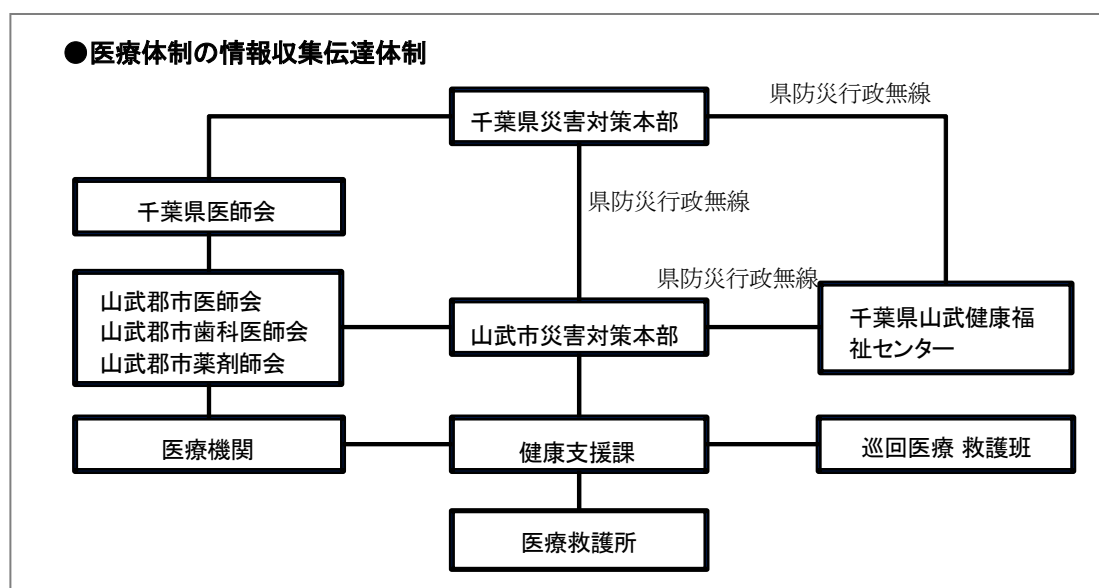
消防防災課は、災害時における応急給水を補完するため、現在設置されている防災井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な管理を行う。

第3 災害時医療体制の整備

迅速かつ円滑な医療を行うため、医療情報、初動医療、後方医療の体制の整備を図るとともに、要配慮者に対する体制を整備する。

1 医療機関との連絡手段の確保

健康支援課は、地震災害時における本市災害対策本部、医療救護所、救護医療機関及びその他関連する防災関係機関との情報連絡機能を確保するため、医療救護所設置場所となる各防災地区拠点や、医療機関等に連絡手段を確保する。



2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、地震発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し応急的な措置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

(1) 医療救護班の設置

健康支援課は、大規模な災害時において医師1名、看護師2名、事務・連絡要員2名から初動医療に従事する医療救護班を編成できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と事前に班編成や派遣先等について協議する。

(2) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

健康支援課及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

3 後方医療体制の整備

医療救護所や救護医療機関では対応できない重症者や特殊医療を要する患者については、後方医療施設に搬送して治療を実施する必要があることから、重症者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を推進する。

(1) 後方医療支援体制の確立

健康支援課は、医療救護所や救護医療機関では対応できない重症患者や高度救命措置が必要な患者等を受け入れるための広域後方医療支援体制について、保健所（山武健康福祉センター）、医療機関等と協議して、傷病者の搬送や受入ルール等の体制の確立を図る。

(2) 搬送体制の整備

健康支援課は、救護医療機関から遠距離にある医療救護所からの負傷者の搬送（一次搬送）あるいは本市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、市保有車の活用や、救急車、ヘリコプター等の要請・受入ルールなど、事前に関係機関と協議・調整を図る。

(3) 広域医療協力体制の整備

大規模な地震により、多数の負傷者が発生した場合、医師、医薬品、医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。

このため、健康支援課は、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力の体制について、健康福祉センター等との協議を行い受援体制の調整を図る。

4 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは不安等は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。

特に、在宅の寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、傷病者などへの影響が大きく、このため、心身への健康障がいの発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策の推進に努める。

(1) 在宅療養者への対策

健康支援課は、在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進するとともに、保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等の充実を図る。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、要配慮者に大きなストレスを与えることとなることから、要配慮者に対するメンタルケアが必要である。

このため、健康支援課は、医師会等関係機関と協力し、健康相談の実施やカウンセリング

等のメンタルケア体制の整備を図る。

5 教育施設の避難所救護所としての活用

消防防災課は、教育部と連携して教育施設を災害時に避難所救護所として活用できるよう、救護所スペース等の事前指定や、応急救護等の備蓄を図るなど、施設の管理者等と協議を行い活用を図る。

6 医薬品等の確保

災害時に、医療救護班が使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品等の確保に必要な体制の整備を図る。

(1) 医薬品等の備蓄

健康支援課は、災害時に医療救護班・救護医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、医師会・薬剤師会及び取扱い業者との協力により整備する。

なお、本市においては、災害用救急箱を備蓄している。

(2) 医薬品等の調達

健康支援課は、災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、薬剤師会、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどの調達体制の整備を図る。

(3) 非常電源の整備促進

健康支援課は、大規模停電時における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、市内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。

第4 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の指定

消防防災課は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として選定することを検討する。

2 輸送拠点の整備

消防防災課は、救援物資の受入れのための物資集積所（地域内輸送拠点）を指定し、保管方法、輸送車両の進入ルート等の受入れ方法について検討する。

3 車両等の確保体制の整備

消防防災課・財政課は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を警察署に行う。

また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

第5 ボランティア受入れのための環境整備

1 受入れ体制等の整備

市民自治支援課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう山武市社会福祉協議会等の関係団体と協議して、災害ボランティアセンターの設置場所、必要な資機材の確保、運営方法等の受入れ体制を整備する。

2 ボランティア意識の啓発

消防防災課・市民自治支援課は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心に県で実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、防災訓練等の関連行事に市民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

3 ボランティアの育成

市民自治支援課は、ボランティア団体等に対し、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、防災ボランティアリーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

第6 受援体制の整備

1 災害時相互応援協定締結先との連携強化

消防防災課は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町村等と締結した相互応援協定を円滑に運用できるよう、顔の見える関係の構築や災害情報の共有を図る。

2 受援体制の整備

総務課・消防防災課は、災害時に自治体や消防機関の応援を円滑に受入れるため、受援計画に基づく訓練等により受援体制の点検、見直しを推進する。

第8節 要配慮者の安全確保対策

項 目	市担当	関係機関
第1 在宅要配慮者への対策	消防防災課、健康支援課、社会福祉課、高齢者支援課	山武市社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署、自主防災組織
第2 社会福祉施設における防災対策	—	社会福祉施設
第3 外国人への対策	市民自治支援課、消防防災課	—

第1 在宅要配慮者への対策

市は、災害発生時における要配慮者の支援を適切かつ円滑に実施するために、要配慮者の支援体制を構築する。

1 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲

- ア 介護保険における要介護3以上の者
- イ 身体障がい（身体障害者手帳1級又は2級）の者
- ウ 知的障がい（療育手帳A以上）の者
- エ 精神障がい（精神障害者保健福祉手帳1級）の者
- オ 難病患者のうち避難行動要支援者名簿に登載希望の者
- カ 高齢者（75歳以上）のみの世帯の者
- キ その他条例等の定めにより市長が必要と認める者

(2) 個人情報の入手方法

対象者の情報の把握及び共有は、市が保有する情報システム、台帳や民生委員児童委員をはじめとする各種相談員等から収集して把握する。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、関係各部署での共有に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

社会福祉課は、上記の個人情報を下に、次の事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

- ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先 カ 避難支援等を必要とする事由

また、名簿や位置情報等のデータは、避難行動要支援者名簿システムにより保管及び活用を図る。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(4) 名簿情報の更新

名簿情報の更新は、原則として毎年度行うものとする。

(5) 避難支援等関係者

名簿情報の共有又は提供先となる避難支援等関係者は、区・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、消防、警察、地域包括支援センター等とする。

(6) 名簿の提供及び情報漏えいを防止する措置

市は、避難支援のため申し出があった区・自治会、自主防災組織に対象地区に居住する避難行動要支援者の名簿を提供する場合、名簿情報の取り扱いや守秘義務の説明等を行い、情報漏えいを防止する。

なお、本人等が拒否した場合は提供できないが、災害時において避難行動要支援者の命を守るため特に必要がある場合は、避難支援に必要な限度で提供することができる。

(7) 避難情報等の伝達

社会福祉課、高齢者支援課、消防防災課は、避難行動要支援者へ避難情報等を確実に伝達するため、緊急通報装置、避難支援等実施者による連絡など多様な手段を確保する。

(8) 避難支援関係者等の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

2 個別避難計画の作成等

(1) 作成対象者

土砂災害警戒区内の居住者で、次に該当する在宅者とする。

- ア 介護保険における要介護3以上の者
- イ 身体障がい（身体障害者手帳1級又は2級）の者
- ウ 知的障がい（療育手帳A以上）の者
- エ 精神障がい（精神障害者保健福祉手帳1級）の者
- オ その他市長が必要と認める者

(2) 計画記載事項

避難行動要支援者名簿の記載事項のほか、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。

- ア 家族の状況（家族構成、同居の有無、健康状態、続柄、住所、連絡手段など）
- イ 避難支援等実施者^{*}の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
※避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者の避難支援等を行う者
- ウ 居住状況（普段いる部屋、寝室）
- エ 避難場所、避難経路

(3) 作成方法

消防防災課、社会福祉課、高齢者支援課は、上記に該当する避難行動要支援者に個別避難計画の目的、利用方法等を説明し、区・自治会、自主防災組織、福祉関係者等と連携して個別避難計画を作成する。

作成後、計画の内容に変更が生じた場合には適切に更新する。

(4) 個別避難計画情報の提供及び情報漏洩を防止する措置

市は、避難支援等関係者へ避難支援等の実施に必要な限度で情報提供を行う。

3 防災設備等の整備

社会福祉課・高齢者支援課は、ひとり暮らしの方、寝たきりの高齢者、障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

4 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所の指定等

指定福祉避難所は、「主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を滞在させる二次避難所と定義し、次の施設を指定する。

〈指定福祉避難所〉

① 松尾 I T 保健福祉センター

② 成東保健福祉センター

高齢者支援課は、災害協定を締結した民間の福祉施設等を指定福祉避難所に指定するよう努める。

なお、災害時においても、災害の規模、被害の状況、避難者の状況等に応じ、他の施設の指定を柔軟に行う。

(2) 福祉避難所の開設・運営体制の整備

高齢者支援課は、災害協定を締結した民間の福祉施設等に開設を要請する。

また、消防防災課、健康支援課、社会福祉課、高齢者支援課は、「災害時における避難所運営の手引き」（令和4年3月 千葉県）等を参考として作成した「福祉避難所マニュアル」を活用した訓練等を通じて運営体制を整備するとともに、避難生活に必要な資機材等の避難施設への配備、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営体制の確保に努める。

第2 社会福祉施設における防災対策

1 施設の安全対策

社会福祉施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。

また、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民との交流に努め、災害時には、地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

3 防災学習・防災訓練・情報伝達体制の充実

社会福祉施設管理者は、職員や入通所者等に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な防災学習と防災訓練を定期的に行う。

4 避難確保計画の作成等

土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等にかかる要配慮者利用施設（利用者が単独で通う施設を除く。）の管理者等は、避難確保計画を作成して市に提出するとともに、避難訓練の実施状況を市に報告する。

要配慮者利用施設の対象範囲は、次のとおりである。

種類	対象範囲
社会福祉施設	老人福祉施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、児童福祉施設 等
児童施設	放課後児童健全育成事業施設、児童相談所、一時預かり所、母子健康包括支援施設、こども園（保育所型） 等
学校等	幼稚園、小学校、中学校、こども園（保育所型を除く。）
医療施設	病院

第3 外国人への対策

市民自治支援課・消防防災課は、外国人を要配慮者と位置づけ、多言語による広報、避難場所標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を行うよう努める。

第9節 帰宅困難者対策

項 目	市担当	関係機関
第1 一斉帰宅の抑制	消防防災課、商工観光課、子育て支援課、子ども教育課	東日本旅客鉄道株式会社
第2 帰宅困難者の安全確保	消防防災課、商工観光課	—

第1 一斉帰宅の抑制

1 基本原則の周知・徹底

消防防災課及び商工観光課は、市民等に対してホームページ等により帰宅困難時における基本原則である「むやみに移動を開始しない」ということについて周知徹底を行う。

商工観光課、子育て支援課、子ども教育課は、事業所、学校等に対し、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

商工観光課は、観光施設等の大規模集客施設の管理者、東日本旅客鉄道株式会社に対し、利用者の保護、一時滞在施設等への誘導等の体制整備や訓練実施を要請する。

2 安否確認手段の普及・啓発

消防防災課及び商工観光課は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板、SNS等、IP電話など、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、事業所や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 情報連絡体制

消防防災課及び商工観光課は、東日本旅客鉄道株式会社と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

第2 帰宅困難者の安全確保

消防防災課及び商工観光課は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、帰宅が困難となった来遊者や旅客等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

第 2 章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

項 目	市担当	関係機関
第1 防災体制の確立	各班	—
第2 災害対策本部設置前の体制	各班	—
第3 災害対策本部の体制	各班	—
第4 災害対策本部廃止後の体制	各班	—
第5 災害救助法の適用	各班	—

第1 防災体制の確立

1 配備体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

なお、震度の基準に該当する場合は、本部設置及び配備を自動的に行うものとする。

配備体制		配備基準	配備人員
災害警戒本部設置	第1 配備	【地震】 山武市の震度が4を記録したとき。 【予知】 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 【津波】 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報（1m）を発表したとき。 【その他】 その他状況により市長が必要と認めたとき。	消防防災課
	第2 配備	【地震】 山武市の震度が5弱を記録したとき。 【予知】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 【その他】 その他状況により市長が必要と認めたとき。	消防防災課 指定配備職員【地震】 指定配備職員【津波】
災害対策本部設置	第3 配備	【地震】 山武市の震度が5強を記録したとき。 【予知】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 【津波】 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報（3m）を発表したとき。 【その他】 地震又は津波により局地災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で本部長が必要と認めたとき。	消防防災課 指定配備職員【地震】 指定配備職員【津波】
	第4 配備	【地震】 山武市の震度が6弱以上を記録したとき。 【津波】 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報（5m・10m・10m超）を発表したとき。 【その他】 その他、特に本部長が必要と認めたとき。	全職員

2 配備

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務部長が消防防災課長（必要に応じて市長、副市長）と協議して配備体制を決定し、市長、副市長に報告する。

(2) 配備の方法

勤務時間内は、総務部長から部長へ電話又は口頭で連絡する。また、消防防災課は、山武市災害時職員招集メール、庁内放送等により全職員に配備を周知する。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合は、原則として連絡は行わない。配備に該当する職

員は、震度、警報等のレベルに応じて、指示を待つことなく参集する。

勤務時間外で市長の決定による配備は、総務部長から各部長に電話又は LINE で連絡し、課長等は参集する職員に電話及びメール等で連絡する。また、消防防災課は、山武市災害時職員招集メールで全職員に配備を伝達する。

なお、子育て中の職員の参集を促進するため、状況に応じ、なるとうこども園に職員の子供の応急保育を行う体制を確保する。

3 参集場所

職員の参集場所は、原則として通常の勤務場所とする。

4 参集報告

各課等の長は、職員の参集状況を所属する部の主務課長に報告し、主務課長は、所属部等の長及び総務課長に報告する。

総務課長は、とりまとめた職員参集情報を総務部長及び消防防災課長に報告する。

5 消防団員の配備

災害対策本部を設置した場合、本部班は、電話等を利用して消防団長に伝達する。

消防団長は、出動を各副本部長に対し指示する。なお、消防団の地区別の活動拠点（資機材置場等を兼ねる。）は、次のとおりとする。

ア	消防団本部・成東地区	市役所会議室
イ	山武地区	さんぶの森ふれあい公園テニスコート管理棟
ウ	松尾地区	松尾 I T 保健福祉センター
エ	蓮沼地区	蓮沼スポーツプラザ

第2 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前は、状況に応じて災害警戒配備体制をとり、情報収集及び災害応急対策を実施する。組織及び所掌事務は、災害対策本部に準ずるものとする。

災害警戒本部の設置前は、状況に応じて消防防災課を主体とする情報収集所を設置して情報収集体制をとり、情報収集及び初期の災害応急対策の準備等について庁内及び関係機関と連絡、調整を行う。

なお、津波注意報等の発表時は、消防防災課による情報収集体制をとり、海岸地域に避難指示を発令する。

第3 災害対策本部の体制

1 防災体制災害対策本部の設置・廃止

(1) 災害対策本部の設置・廃止

市長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置・廃止する。

〈災害対策本部の設置・廃止基準〉

ア 設置

- ① 第2配備以上の配備基準のとき。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- ③ その他市長が必要と認めたとき。

イ 廃止

- ① 災害応急対策が概ね終了したとき。
- ② 災害復興本部が設置されたとき。
- ③ その他本部長が必要なしと認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎に設置する。

市庁舎が被災した場合は、成東保健福祉センター、成東文化会館のぎくプラザの順に設置する。施設班は、本部の移設に関わる準備及び移設の全体指揮を行う。

(3) 本部設置又は廃止の通知

本部班は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、電話その他適当な方法により県、警察署、消防本部、自衛隊に通知する。

(4) 現地対策本部

本部長は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

災害対策本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長が不在の場合は、副市長、政策調整監、総務部長の順により職務を代行する。

(2) 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、応急対策等の基本方針を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び関係機関等の職員のうち必要な者で構成する。

本部会議が行う会議は、多くの職員が視聴できるように配慮する。

(3) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報のとりまとめや各部との連絡調整を行い、本部班は本部会議の運営を行う。

また、本部会議に各部からの連絡員を配置し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

(4) 職員の配置

班の職員が不足する場合、部長は部内の配置調整により対処する。部内の配置調整では対処できない場合は総務部長（総務班）に要請し、全庁的な配置調整を行う。

また、専門的な技術、資格等を必要とする職員（以下「専門技術職員」という。）の応援を必要とする場合は、部長から総務部長（総務班）に要請し、総務班は当該業務を行う班へ専門技術職員を配置する。

(5) 情報共有

情報班は、被害状況、災害対策や被災者支援の状況、災害対策の方針など本部長や本部会議の決定事項などを掲示板、職員招集メール等を利用して全職員に発信し、共有する。

(6) 長期化への配慮

総務班は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応にあたる等、災害対応従事者の健康管理に留意する。

3 県、関係機関との連携

(1) 政府等の対策本部との連携

国や県が本市に現地対策本部を設置する場合は、災害対策本部に受け入れる。

また、県災害対策本部会議に市職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名して県に派遣する。

(2) 連絡員の受入

国、県、関係機関等から連絡員（リエゾン）が派遣される場合、又は連絡員の派遣を要請した場合は、災害対策本部に受け入れる。また、連絡員が行う被害状況、災害対応状況、応援ニーズなどの円滑な情報収集に協力する。

(3) 現地関係機関の調整支援

災害の現場において現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要がある場合、県又は市は合同調整所を設置して現地関係機関の間の連絡調整の場を確保する。

第4 災害対策本部廃止後の体制

災害対策本部廃止後に、引き続き全庁的な災害対応が必要な場合は、災害復興対策本部を設置し、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害復興対策班を組織し、対応にあたる。

〈災害対策本部の組織〉



〈災害対策本部 事務分掌〉

各班共通 事務分掌	1 所管する施設・設備等の被害把握及び復旧に関すること。 2 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 災害対策情報及び復旧・復興情報の防災行政無線等による市民への周知に関すること。 5 本部長の命による業務に関すること。
-----------	--

部	班	担当	事務分掌
本部事務局	共通		本部事務局の業務に関すること。
	本部班	消防防災課	1 職員の配備に関すること。 2 本部の設置及び運営に関すること。 3 本部長の命令及び指示の伝達に関すること。 4 気象・地震・津波・災害情報の収集及び伝達に関すること。 5 避難指示等の発令に関すること。 6 防災行政無線等の運用に関すること。 7 消防・警察その他関係機関との情報連絡及び調整に関すること。 8 被害状況及び応急・復旧対策実施状況の総括とりまとめに関すること。 9 県本部等への報告に関すること。 10 災害救助法の適用申請に関すること。 11 国、自衛隊、県、市町村、関係機関等への応援要請に関すること。 12 消防団の出動に関すること。 13 報道機関の問い合わせ等への対応に関すること。
	情報班	企画政策課	1 市民からの被害状況の収集に関すること。 2 出張所、関係機関等からの情報の収集に関すること。 3 災害対策本部における情報のとりまとめ及び各部班への提供に関すること。
	総務班	総務課	1 職員の安否確認に関すること。 2 災害対策要員の配置に関すること。 3 災害対策従事者の飲料水、食料等の確保及び配給に関すること。 4 来庁者の安全確保に関すること。 5 受援に関すること。 6 被災した市町村への応援派遣に関すること。
	施設班	財政課	1 本部の移設及び庁舎機能の維持に関すること。 2 車両、燃料の確保及び緊急通行車両に関すること。 3 災害対策用仮設電話の設置要請に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 災害関係経費の出納に関すること。
	市民自治班	市民自治支援課	1 区・自治会との連携に関すること。 2 市民の安否把握（避難先等の把握含む。）の総括に関すること。 3 人的被害調査及びとりまとめの総括に関すること。 4 ボランティア活動についての関係機関との連絡調整に関すること。
特命班		事務局（議会・監査委員） 会計課 空港地域振興課	1 本部事務局と各部との連絡調整に関すること。 2 本部事務局の業務に関すること。

部	班	担当	事務分掌
渉外対策部	渉外班	秘書広報課	- 報道関係機関への情報提供等に関する事。 - 見舞者及び視察者等への対応に関する事。 - 災害義援金等の受入れ及び礼状の発送に関する事。 - 災害広報に関する事。 - 被害状況等の撮影保存及び記録に関する事。
市民対策部	市民班	市民課 出張所 国保年金課	- 避難者名簿のとりまとめに関する事。 - 市役所、出張所での広報掲示に関する事。 - 被災者相談窓口の設置及び運営に関する事。 - 遺体の安置・処理・埋葬に関する事。 - 避難所の運営、人的被害状況及び安否確認業務等の支援に関する事。 - 被災市民の生活支援（入浴、洗濯等）に関する事。
	調査班	課税課 収税課	- 被災者相談窓口の支援に関する事。 - 住家の被害認定調査に関する事。 - 罹災証明書の発行に関する事。 - 災害に伴う税の減免等に関する事。 - 避難者の避難支援（搬送）に関する事。 - 人的被害状況及び安否確認業務等の支援に関する事。
福祉対策部	要配慮者班	社会福祉課 高齢者支援課	- 避難行動要支援者の支援に関する事。 - 福祉避難所の開設及び運営の総括に関する事。 - 避難所運営の総括に関する事。 - 災害救助法に基づく適用事務のとりまとめに関する事。 - 災害弔慰金の支給及び被災者に対する救護支援の貸付けに関する事。 - 被災者生活再建支援に関する事。 - 要配慮者の避難生活支援に関する事。
	こども班	子育て支援課	- こども園・幼稚園児童の救護及び安全避難対策に関する事。 - 応急保育（職員の子供保育を含む。）に関する事。 - こども園・幼稚園児童の支援に関する事。 - 福祉避難所の開設及び運営支援に関する事。
	保健班	健康支援課	- 救護所の設置及び運営に関する事。 - 医薬品等の確保に関する事。 - 救護班等の連絡調整に関する事。 - 病院、診療所等の把握及び傷病者の受入れ要請に関する事。 - 医療要援護者の支援に関する事。 - 被災者の健康管理及び防疫に関する事。 - 乳児、妊産婦の支援に関する事。
産業対策部	物資班	農政課 農業委員会事務局	- 食料・生活必需品の調達及び供給に関する事。 - 救援物資の受入れに関する事。 - 被災した農業者の支援に関する事。 - 家畜の防疫に関する事。 - 治山対策に関する事。 - 農地及び農業用施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。
	帰宅困難者対策班	商工観光課	- 帰宅困難者の一時滞在及び支援に関する事。 - 食料・生活必需品の調達及び供給に関する事。 - 民生支援物資の受領・設置・運用に関する事。 - 被災した商工業者の支援に関する事。

部	班	担当	事務分掌
建設環境対策部	土木班	土木課	1 道路、橋梁等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 排水路の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 3 緊急輸送路の確保に関すること。 4 交通規制状況の把握に関すること。 5 道路障害物の除去に関すること。 6 応急土木資材の調達及び工事関係者との連絡及び協力要請に関すること。 7 急傾斜地の調査に関すること。
	都市整備班	都市整備課	1 災害危険区域の警戒、巡視に関すること。（市営住宅、公園等） 2 応急仮設住宅の用地確保、建設、管理に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 宅地の危険度判定に関すること。 5 管理施設の修繕に関すること。 6 避難者の避難支援（搬送）に関すること。
	環境保全班	環境保全課	1 給水対策に関すること。 2 ごみ処理対策に関すること。 3 し尿処理対策に関すること。 4 災害廃棄物処理対策に関すること。 5 ペットの救護対策に関すること。 6 環境汚染対策に関すること。 7 山武郡市広域水道企業団との連絡・調整に関すること。
	水道班	水道課	1 給水区域内水道施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 給水区域内の給水活動に関すること。 3 県への応援要請に関すること。
文教対策部	教育班	教育総務課 子ども教育課 施設整備課 生涯学習課 スポーツ振興課 学校給食センター	1 児童・生徒施設利用者の安全確保に関すること。 2 学童利用者の安全確保に関すること。 3 管理施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 6 被災者への炊き出し及び配給に関すること。 7 所管施設の避難所等の利用及び避難所運営支援に関すること。
消 防 団			1 災害警戒に関すること。 2 避難指示等の伝達及び誘導に関すること。 3 被災者の救助に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。

第5 災害救助法の適用

災害救助法は、被災者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	60 以上	第 1 条第 1 項第 1 号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第 1 条第 1 項第 2 号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40 以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第 1 条第 1 項第 3 号前段
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。※1	知事が内閣 総理大臣と 協議	第 1 条第 1 項第 3 号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。※2	知事が内閣 総理大臣と 協議	第 1 条第 1 項第 4 号

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、山武市がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに適用される。

2 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

○	全壊（全焼・流失）住家	1世帯	滅失住家	1世帯
○	半壊（半焼）住家	2世帯	滅失住家	1世帯
○	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが できない状態となった住家	3世帯	滅失住家	1世帯

注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事に報告する。

(2) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

4 災害救助法による救助の実施機関

(1) 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務とし

て応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。
- (4) なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

救助の種類※ ¹		市長委任※ ²
収容施設の供与	避難所	○
	応急仮設住宅	△
炊き出しその他による食品の給与 及び飲料水の供給	食品の給与	○
	飲料水の供給	○
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		○
医療及び助産	医療	○
	助産	○
被災者の救出		○
被災した住宅の応急修理		○
生業に必要な資金の貸与		
学用品の給与		○
埋葬		○
応急救助のための輸送費		
応急救助のための賃金職員等雇上費		
遺体の搜索		○
遺体の処理		
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去		○

※1 災害が発生するおそれがある場合は、避難所のみが対象となる。

※2 迅速な救助を行う必要があるため災害救助法施行細則により市長に委任されている事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。

5 救助費用の請求等

市長へ委任された業務を担当する各班は関係帳簿を整理し、要配慮者班はこれらの帳簿をとりまとめ、県に報告する。また、救助費用は市が一時繰替支弁した後、県に請求する

災害ボランティアセンターの運営を社会福祉協議会に委託する場合はボランティアの調整事務にかかる費用が災害救助法の対象となることから、関係帳簿の整理を社会福祉協議会に依頼する。

第2節 情報の収集伝達

項 目	市担当	関係機関
第1 情報連絡体制の確立	本部班、情報班	—
第2 地震・津波情報等の 収集・伝達	本部班、市民自治班	消防団
第3 被害情報の収集・報告	各班	—
第4 災害広報	渉外班、市民班、本部班、情報班、市民自治班、教育班、要配慮者班、こども班	消防団
第5 報道機関への対応	渉外班、本部班	—

第1 情報連絡体制の確立

1 市の通信手段の確保

本部班・情報班等は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、次の通信手段を用いて通信を行う。

(1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ 特設公衆電話

特設公衆電話が設置できる状況にあつては、避難所等に特設公衆電話の設置を東日本電信電話株式会社に要請し、通信を確保する。

ウ 災害用携帯電話

避難場所などに設置されている災害用携帯電話を活用し連絡を行う。

(2) 防災行政無線、防災行政情報伝達システム

防災行政無線（同報系）等を用いて、一斉放送を行う。

(3) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム

県が設置している千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

(4) アマチュア無線

一般加入電話が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線関係団体の協力を要請する。

2 通信施設が使用不能となった場合の措置

本部班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合、又は特に緊急を要する事態が生じ、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合、下記に掲げる機関の専用電話又は無線等の通信施設を使用する。

(1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

警察通信施設（警察署）、鉄道無線（成東駅）

(2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

3 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

本部班は、災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送を要請する。

第2 地震・津波情報等の収集・伝達

本部班は、千葉県防災行政無線等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により情報を伝達している。

1 地震に関する情報

気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

〈地震に関する情報の種類〉

種 類	内 容
緊急地震速報 (警報)	最大震度 5 弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上を予想した地域、または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域（本市は千葉県北東部）に対して発表する。
震度速報	地震発生から約 1 分半後、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、本市は「千葉県北東部」）と地震の検知時刻を発表。
震源に関する 情報	震度 3 以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。
震源・震度に 関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
長周期地震動 に関する観測 情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合に、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関 する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード 7.0 以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね 30 分以内に発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度 分布図	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

2 津波に関する情報

(1) 津波警報等

津波警報等の種類と津波の高さは、次のとおりである。

〈津波警報等の種類と発表される津波の高さ等〉

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

(2) 津波情報

津波警報等が発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

〈津波情報の種類〉

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
津波に関するその他の情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

(3) 津波予報

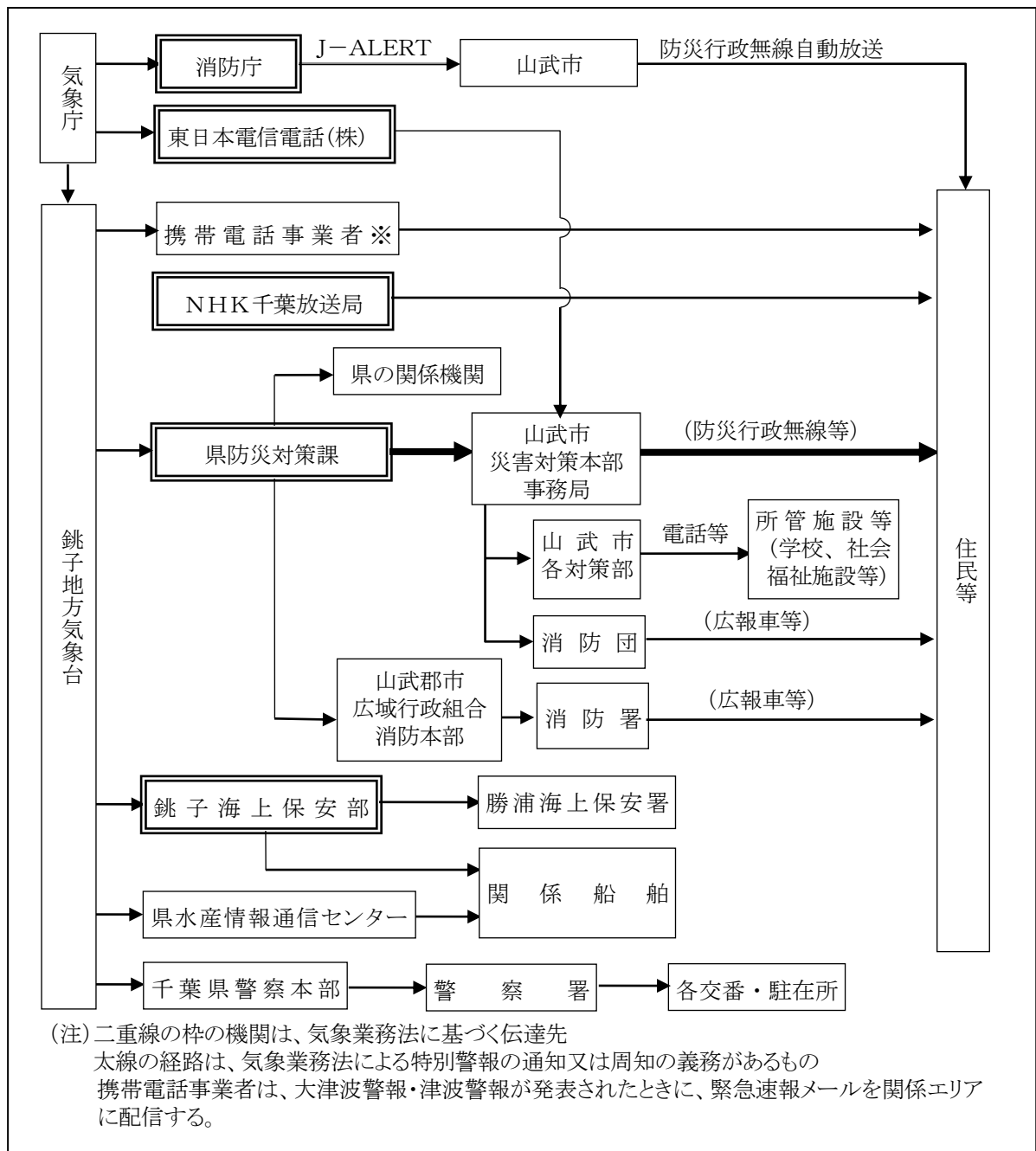
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

〈津波予報の発表基準と発表内容〉

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

3 地震・津波情報の伝達

市民自治班、本部班及び消防団は、津波・地震情報等について、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車両による放送等により市民に周知する。



〈津波警報等の伝達系統〉

第3 被害情報の収集・報告

1 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長、海上保安官又は警察官に通報する。通報を受けた海上保安官、警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関、警察署及び消防本部

2 初期情報の収集

(1) 被害情報の収集

各班は、災害発生直後に把握した情報を情報班に報告する。職員は、夜間・休日に地震発生、津波警報等が発表された場合は、参集途上の見聞情報を情報班へ報告する。

また、避難場所参集職員は、避難者から地域等の被害状況を収集し、定められた連絡先へ報告する。

情報班は、報告を受けた情報を集約し整理する。

(2) 関係機関への通報

本部班は、必要に応じて情報を消防署、警察署、山武地域振興事務所に通報する。

3 被害調査

調査班は、住家の被害調査を行い、各班は、それぞれの所管施設についての被害調査を行う。

4 災害発生の報告

本部班（消防防災課）は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対し取られた措置の概要を県に報告する。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

震度5強以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報について県と併せて総務省消防庁に報告する。

消防本部は、消防機関への通報が殺到したときは、119 番件数についても、その概数を総務省消防庁及び県に報告する。

その他道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路、ライフラインの途絶状況を把握し、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な要配慮者などの状況把握に努める。

5 被害情報の報告

(1) 報告先・手段

本部班は、情報班からの被害情報をとりまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局（防災対策課）に報告する。

被害情報等の収集報告に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(2) 報告すべき事項・区分

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

- | | |
|---|---------------------------------|
| ア | 災害の原因 |
| イ | 災害が発生した日時 |
| ウ | 災害が発生した場所又は地域 |
| エ | 被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。） |
| オ | 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 |
| ① | 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 |
| ② | 主な応急措置の実施状況 |
| ③ | その他必要事項 |
| カ | 災害による市民等の避難の状況 |
| キ | 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 |
| ク | その他必要な事項 |

(3) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

ア 総括責任者

本部長：市における被害情報等の報告を総括する。

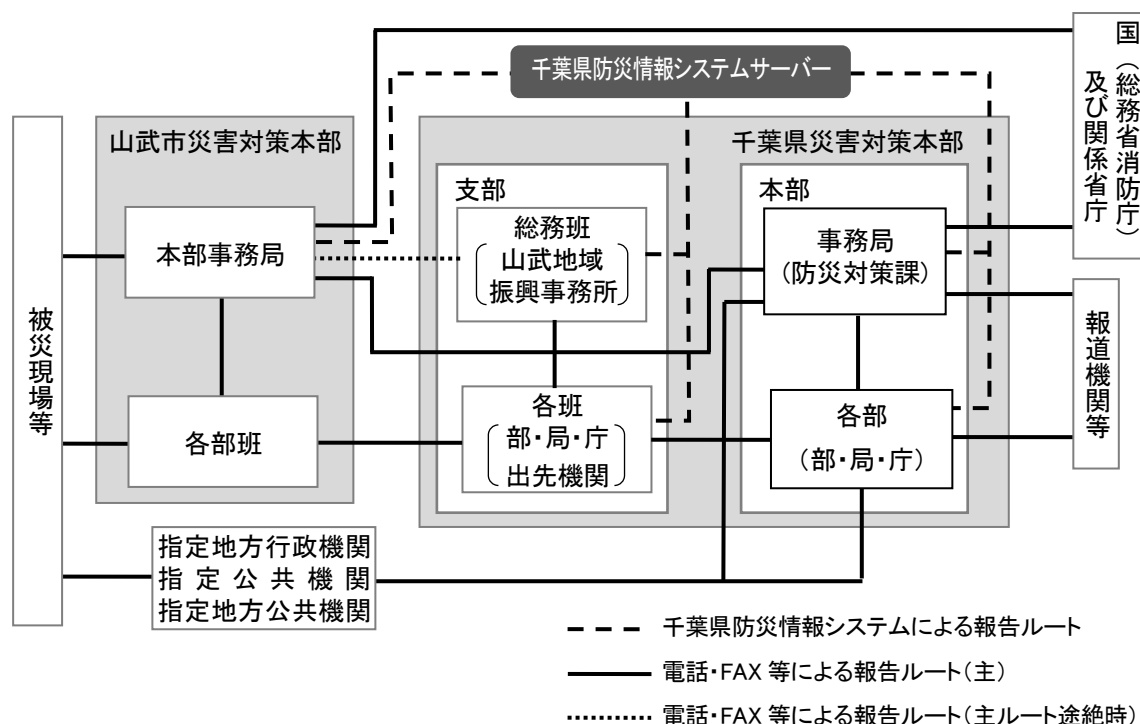
イ 取扱責任者

各班長：市における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

〈被害情報等の収集報告の流れ〉



(5) 留意事項

ア 発災初期の情報収集にあたっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

カ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

第4 災害広報

1 災害広報活動

渉外班、本部班、情報班、市民自治班及び消防団は、災害の状況にあわせて、次の手段と内容の広報を行う。

(1) 広報手段

- ア 防災行政無線（同報系）、防災行政情報伝達システム
- イ 広報車による巡回広報、職員の派遣による伝達
- ウ 災害広報紙の発行、出先機関・避難所への掲示
- エ 緊急速報メール、安心・安全メール、ホームページ、SNS等
- オ 母子モ（母子手帳アプリ）

(2) 広報内容

- ア 地震・津波に関する情報（被害や余震の情報）、被災状況、災害対策の方針
- イ 避難指示等の発令、避難所の開設状況
- ウ 生活関連情報（電気、ガス及び水道の状況、食料及び生活必需品の供給状況）
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路の通行可否、交通状況
- カ バス、鉄道等、交通機関の運行状況
- キ 医療機関、救護所の運営状況
- ク 応急対策、復旧・復興の状況と見通し
- ケ 市民、自主防災組織等のとるべき措置
- コ 被災者支援制度の種類、内容、手続き など

2 避難所における広報

要配慮者班、こども班、教育班及び市民自治班は、避難所において被災者への広報を行う。特に、要配慮者、外国人等の情報入手困難な被災者への広報に十分留意する。

〈避難所における広報〉

ア 避難所広報板の設置	イ 避難所運営組織による口頭伝達
ウ 災害広報紙の配布	エ 手話、外国語ボランティア等による伝達

3 総合案内での対応

市民班は、災害状況や災害対策についての問い合わせや市への要望等への対応が必要な場合、総合案内に職員を配置して説明等を行う。

4 相談窓口の設置

市民班は、被災者への各種支援策等に関する市民からの問い合わせや相談に対応するため、市役所、出張所に災害窓口を設置する。また、外国人への対応が必要な場合は、翻訳ボランティアの派遣を災害ボランティアセンターに依頼する。

〈相談事項例〉

ア 安否情報（家族の消息等）	イ 搜索依頼の受付け
ウ 罹災証明書の発行	エ 埋葬許可証の発行
オ 他各種証明書の発行	カ 仮設住宅の申し込み
キ 住宅の応急修理の申し込み	ク 災害見舞金、義援金の申し込み

ケ 被災者生活再建支援金の申し込み	コ 生活資金、営業資金等の相談等
サ 福祉、法律関係の相談	シ 職業のあっせん等の相談

5 広報掲示

市民班は、市役所及び出張所に広報掲示板を設置し、市からの広報事項を掲示するほか、被災者、区・自治会、自主防災組織が自主的にお知らせを掲示できるようにする。

第5 報道機関への対応

1 報道機関への要請

渉外班は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材の制限や、地域や避難所における取材について、区・自治会、避難所の運営組織の許可を得て行うように報道機関に要請する。

市への取材の申し込みがあった場合は、本部班が対応する。

2 記者発表

本部班及び渉外班は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。

〈記者発表の概要〉

記者発表場所	山武市役所 大会議室
発表者	第1位 市長 第2位 副市長 第3位 総務部長
発表内容	ア 被害の状況 イ 市の応急対策の方針・内容

第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策

項 目	市担当	関係機関
第1 消防活動	—	消防本部、消防団、自主防災組織
第2 救助・救急活動	—	消防本部、消防団、警察署
第3 水防活動	本部班	消防本部、消防団
第4 危険物等の対策	教育班	消防本部、県

第1 消防活動

1 活動体制

消防本部は、災害状況に応じて、通常体制から非常体制に切り替えて消防活動を実施する。消防本部のみの消防力で対応が困難な場合は、県を通じて消防の広域応援を要請する。

2 活動方針

地震・津波発生時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

3 活動の基本

(1) 消防本部の活動

ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(2) 消防団の活動

ア 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民等に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、市民等と協力して初期消火を行う。

イ 消火活動

消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して行う。

ウ 救助救急

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

エ 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを市民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民等を安全に避難させる。

オ 巡回広報

消防車両による巡回放送を行う。

(3) 惨事ストレス対策

消防本部は、消防職員等の惨事ストレス対策を講じる必要がある場合、必要に応じて精神医等の専門家の派遣を国等に要請する。

4 市民・自主防災組織等・事業所の消火活動

市民・自主防災組織及び事業所は、出火防止措置を実施し、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防隊が到着した場合にはその指示に従う。

また、事業所は、周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

5 通電火災等への警戒活動

消防団は、市民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

第2 救助・救急活動

1 消防の活動

(1) 救助活動

消防本部及び消防団は、行方不明者情報をもとに救出活動を行う。災害の状況等により消防署及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。

本部長は、自衛隊の応援が必要な場合は、知事に要請を依頼し、また、車両、特殊機械が必要な場合は、建設業者等に出動を要請する。

(2) 救助・救急活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。出動は、次の優先順位による。

ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救急・救助事案が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(3) 救急搬送

消防本部は、負傷者を救急車にて救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は必要に応じ、千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターを要請する。

2 警察署の活動

警察署は、次の要領で活動を行う。

- (1) 救出・救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場その他多人数の集合する場所等を重点に行う。
- (2) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救急隊、救護班等に引き継ぐか、又は車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。

3 市民、自主防災組織等、事業所の活動

市民、自主防災組織等及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の行方不明者を確認し、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、安全な措置を講じた上で可能な限り協力して救助を行う。

第3 水防活動

地震後の水害等の発生に対する水防活動については、地域防災計画（風水害等編）に基づき実施する。

第4 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防署は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

1 高圧ガス等の保管施設

県及び消防本部は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2 石油类等危険物保管施設

消防本部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺市民等に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- (4) 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

3 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、火薬類保管施設の管理者等に対し、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

4 毒物・劇物保管施設

県は、毒物・劇物保管施設の管理者等に対し、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺市民等の安全措置、連絡通報について指導する。

また、教育班は、各学校長に対し、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

5 危険物等輸送車両

消防本部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域住民等への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第4節 災害警備・交通規制

項 目	市担当	関係機関
第1 災害警備	—	警察署
第2 交通規制等	土木班	警察署、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第3 緊急通行車両の確認等	本部班	公安委員会
第4 緊急輸送	施設班、本部班	消防団
第5 防犯	市民自治班	警察署、自主防災組織、消防団

第1 災害警備

1 災害警備の基本方針

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2 警備体制

警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、警報（波浪を除く。）が発表された場合等

(2) 対策室

震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報が発表された場合が発表された場合等

(3) 災害警備本部

震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、特別警報が発表された場合等

3 災害警備活動要領

(1) 要員の招集及び参集

(2) 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

(3) 装備資機材の運用

(4) 通信の確保

(5) 救出及び救護

(6) 避難誘導及び避難地区の警戒

(7) 警戒線の設定

(8) 災害の拡大防止と二次災害の防止

(9) 報道発表

(10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

(11) 死傷者の身元確認、遺体の収容

- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 交通規制等

応急対策上重要な路線について交通規制、道路啓開を実施する。

1 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、緊急輸送道路の状況を点検し、通行規制、道路啓開が必要な区間を選定する。この際緊急輸送道路一次路線を優先する。

〈県指定緊急輸送道路〉

1次路線	首都圏中央連絡自動車道、銚子連絡道路、国道126号
2次路線	主要地方道飯岡一宮線（県道30号）、主要地方道松尾蓮沼線（県道58号）、主要地方道成東酒々井線（県道76号）、主要地方道成田松尾線（県道62号）、県道横芝山武線（県道116号）、市道松尾163号線、市道成東195号線、市道殿台・成東線、県道成東鳴浜線（県道121号）

2 交通規制、道路啓開

道路管理者は、道路が陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限、通行障害物の移動等の措置をとる。

〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉

実施者	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条 第4項 第75条の3

実施者	規制を行う状況・内容	根拠法令
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行うことができる。	災害対策基本法第76条の6
国土交通大臣、知事	必要に応じて道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を指示する。	災害対策基本法第76条の7

第3 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申し出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

本部班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。

知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備え付ける。

2 緊急通行車両等の事前届出について

- (1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- (2) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。
- (3) 届出済証の交付を受けた車両は、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出することにより、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

3 規制除外車両の確認

本部班は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記2に準ずる事前届出を推進する。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

第4 緊急輸送

1 輸送車両等の確保

(1) 車両の確保

施設班は、市有車両が不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、運送業者、千葉県トラック協会、千葉県バス協会に輸送を要請する。

(2) 燃料の確保

施設班は、災害対策で使用する車両、非常電源等の燃料の調達を行う。通常の方法により燃料の確保ができない場合には、燃料供給に関する災害協定締結企業や千葉県石油協同組合に協力を要請する。

2 ヘリコプター輸送の確保

(1) ヘリコプターの確保

本部班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

(2) ヘリコプター離発着場の開設

本部班は消防団の協力を得て、ヘリコプター離発着場を開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、開設準備を行う。

第5 防犯

市民自治班及び本部班は、被災地、避難所における犯罪等を防止するため、警察署、避難所の自主運営組織（避難所運営委員会等）と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防災組織や消防団、山武市防犯協会等による巡回を行う。

第5節 地震避難対策

項 目	市担当	関係機関
第1 避難行動	本部班、渉外班	消防本部、消防団、県、警察署
第2 避難所の開設	本部班、避難所運営班※	—
第3 避難所の運営	避難所運営班※、市民班	山武市社会福祉協議会、ボランティア団体、自主防災組織
第4 感染症対策	本部班、避難所運営班※、保健班	保健所（山武健康福祉センター）
第5 避難所の閉鎖	本部班、避難所運営班※	—
第6 広域避難・広域一時滞在	本部班	—

※ 避難所運営班とは、避難所開設運営のため配置された要配慮者班、教育班をいう。

第1 避難行動

1 地震における避難の基本

市民等は、地震が発生した場合は、身の安全が確保された後に、状況に応じて市からの指示がなくても、自主的に避難及び安全確保を行う。

なお、住宅等の損壊、又は延焼火災の危険がない場合は、混乱する避難場所を避けるため、できるだけ自宅において自力で生活を継続するものとする。

2 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体等に危険を及ぼすと認められるときは、当該地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

〈避難の種類及び発令基準の目安〉

種 類	市民等の行動	基準の目安
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難※行動に時間を要する者は避難を開始。避難指示が発令されたときに、いつでも避難※できる体制をとること。	
避難指示	危険区域の市民等が避難※すること。	① 津波注意報・警報・大津波警報が発表されたとき。 ② 火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合。 ③ 危険物の流出、拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき。 ④ 建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれ大きい地区があるとき。 ⑤ その他、市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき。
緊急安全確保	まだ避難※していない対象市民等は、現在の場所より安全な場所へ直ちに移動。	

※ 避難行動には「立退き避難」と「屋内安全確保」がある。

「立退き避難」とは、災害リスクのある区域から外側へ移動することである。津波浸水想定区域外の

指定緊急避難場所、知人宅、ホテル・旅館等への移動等がある。

「屋内安全確保」とは、災害リスクのある区域内で安全を確保できる場所へ移動することである。津波浸水想定区域内で建物の倒壊の危険がなく、想定される浸水深よりも高い階へ移動することなどがある。

「緊急安全確保」は、避難できなかった場合に現在の場所より相対的に安全な場所へ移動することである。

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	(1) 避難指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 (2) 緊急安全確保：急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	(1) 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退き等を指示することができないと認められるとき。 (2) 市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	(1) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	(2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

(2) 避難指示等の解除

本部長は、避難の必要がなくなったときは、避難指示等を解除する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、状況の許す限り次の事項を明らかにして行う。

〈避難指示等の内容〉

ア 避難対象地域、対象者	イ 避難先
ウ 避難指示等の理由	エ その他必要な事項

3 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

本部班及び渉外班は、避難指示等が発令又は解除されたときは、防災行政無線、緊急速報メール等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

本部班は、避難指示等が発令又は解除されたときは、その旨を県災害対策本部、警察署、消防本部、山武地域振興事務所に連絡する。

4 避難誘導等

(1) 市民等の避難誘導

避難は、区・自治会、自主防災組織、各施設管理者等による自主的な誘導體制により行うことを原則とする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、地域住民（区・自治会、自主防災組織等）が行うことを原

則とする。

この際、支援者の安全確保を優先する。

(3) 学校、事業所等における避難誘導

こども園、幼稚園、保育園、学校、事業所及びその他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な誘導によることを原則とする。

(4) 交通機関等における避難誘導

交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

5 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

(注) 本市においては消防団が水防団を兼務している。

第2 避難所の開設

1 避難所の開設

本部長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、市内で震度5強以上を観測した場合は、避難所開設責任者があらかじめ指定されている避難所に自動的に参集し、施設管理者等と協力して避難所を開設する。

避難所を開設したときは、本部班は避難所開設の状況を県に報告する。

2 避難者の受入れ

避難所開設責任者、避難所担当職員又は避難所運営班（以下「避難所運営班等」という。）は、施設管理者、自主防災組織等と協力して避難者の受入れを行う。

第3 避難所の運営

1 避難所運営体制

(1) 避難所運営

避難所の運営は、原則として、区・自治会、自主防災組織、避難所運営委員会、まちづくり協議会などの避難者を中心とした避難所運営組織が行うものとするが、避難所運営組織が設置されるまでの間は避難所運営班等が行う。避難所運営班等は、避難所運営組織の設置に係る支援及び避難所の円滑な運営に対する支援を行う。

ア 避難生活の長期化に備え、基本的な生活環境の整備に努める。

イ ペット同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを確保し、トラブルなどが起きないようにルールを作成する。

ウ 運営組織には、男女ともに参画し男女双方の視点から男女のニーズの違い等に配慮する。

エ 運営にあたっては、山武市社会福祉協議会と連携して、要配慮者の支援等にボランティアの協力を要請する。

〈避難所運営時の配慮事項〉

① 避難所の施設

炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機、畳、パーティション、トイレ、風呂・シャワー、暖房機器、冷房機器 等

② 女性への配慮

女性専用の相談窓口（女性職員の配置）、女性専用の物干し場・更衣室・授乳室の設置、女性専用の物資配布、防犯対策

③ 性的マイノリティの方への配慮

男女共用のユニバーサルトイレの設置、性別に関係なく使えるスペースの設置、性自認に応じたシャワー・風呂の個別利用等の検討

(2) 避難者の把握

避難所運営班等は、避難者に避難者カードに記入してもらい、とりまとめた避難者カードを市民班に送付する。市民班は、避難者カードを基に避難者名簿を作成し、個人情報の取り扱いに留意して市民の安否情報の照会に適切に対応する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等についても、避難所で把握する。

(3) 避難所担当の割り当て

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議にて避難所ごとに担当を割り当て全職員で運営、管理を分担する。

2 食料・物資の供給

避難所運営班等は、避難者数から食料、生活必需品等の必要量を情報班に報告する。避難所に供給された食料、物資の配分方法及び配分作業は、避難所運営組織が実施する。

3 在宅等避難者の把握

(1) 在宅等

やむを得ない理由で避難所に滞在できない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援を行う。

市は、区・自治会等と連携して在宅等の避難者の所在を確認するとともに、避難所にて食料及び生活必需品の配布、保健サービス等、避難所の避難者と同様の対応を行う。

(2) 車中泊等

車中泊を行う被災者には、食品等の取扱い深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防活動を周知し、保健指導を行う。

4 要配慮者への支援

(1) 避難生活での配慮

要配慮者班は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

また、可能な限り福祉職等を配置し、福祉関係団体と連携して相談や介護等の支援を行う。

(2) 在宅等避難者の支援

要配慮者班は、区長、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等と連携して配慮者の避難状況、安否、支援ニーズ等を把握し、水、食料、生活必需品の配布等の支援を行う。

(3) 福祉避難所の開設

要配慮者班は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所を開設して収容する。

5 多様な避難所の確保

本部班、要配慮者班は、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

第4 感染症対策

1 避難確保対策

本部班、保健班は、保健所（山武健康福祉センター）と連携し、避難時における感染防止行動の普及、避難先の確保等を行う。

(1) 適切な避難行動の周知

避難指示等の発令に当たり、適切な避難行動を住民に周知する。

ア ハザードマップによる避難の要否（避難が必要な区域等）の確認

イ 避難時の持出品（マスク、体温計等）の準備

ウ 避難所以外の避難先（親戚、知人宅等）の確保等

(2) 在宅療養者等の避難確保

保健所（山武健康福祉センター）が把握する自宅療養者や濃厚接触者について、避難先等を確保しておく。

(3) 避難所の備え

避難所での感染防止に必要な装備や備品（非接触型体温計、消毒液、室内テント、簡易ベッド等）を確保しておく。

(4) 分散避難の促進

避難所の不足や過密防止等のため、車中泊スペース、宿泊施設の活用を検討する。

また、市民に対して、屋内安全確保、避難所以外の避難先（親戚、知人宅等）の活用、最寄りの避難所が満員の場合の二次避難所の準備等の分散避難を周知し、避難所の過密を防止する。

2 避難所の対策

避難所運営班、避難所運営組織は、避難所において次の感染症対策を行う。

(1) 健康管理

受付の際や滞在期間中に、避難所の運営にあたる者や避難者の検温、健康状態の調査を行う。

(2) 滞在スペースのゾーニング等

一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離に努める。

(3) 衛生管理

十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。また、避難者には、手洗い、咳 エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

(4) 車中泊等の対策

車中泊を行う避難者には、食品等の取扱い、有症状時の対応・相談先、手洗い等について周知啓発を図る。

(5) 発症者の対応

感染が疑われる症状がある避難者がいる場合、保健所（山武健康福祉センター）に報告し、保健所（山武健康福祉センター）の指示に従って避難者に対応する。

第5 避難所の閉鎖

本部長は、危険の解消や仮設住宅への移行が進み次第、避難所を閉鎖する。

避難所運営班は、避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

第6 広域避難・広域一時滞在

本部班は、避難者の収容のための指定緊急避難場所又は被災者を収容するための指定避難所を市内の避難施設では確保が困難な場合、県内市町村又は県に対して、市外の自治体への受入れを要請する。

第6節 津波避難対策

項 目	市担当	関係機関
第1 津波避難区域	—	—
第2 津波避難情報の伝達	消防防災課	—
第3 避難行動	本部班	警察署、消防団

津波避難に関しては、別に定める「山武市津波避難計画」（平成25年3月）によるものとするが、本節では、その概要を記載する。

第1 津波避難区域

津波避難区域は、大津波警報又は津波警報の場合は千葉県想定による津波浸水想定ライン（津波高さ10m【施設なし】）、津波注意報の場合は海岸部（防潮堤より海側）とする。

第2 津波避難情報の伝達

消防防災課は、気象庁から大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報が発表された場合は、住民、観光客に対して、Jアラート（サイレン、音声放送）、緊急速報メール、インターネット等で伝達する。

第3 避難行動

1 避難指示の発令

避難指示の発令基準は、次のとおりである。

〈避難指示の発令基準と対象地域〉

区分	発令基準	対象地域
避難指示	・気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報を発表したとき。	海岸部（防潮堤より海岸部）
避難指示	・気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報を発表したとき。 ・強い地震（震度4程度以上）、若しくは長くゆっくりとした揺れを感じ、避難の必要を認めたとき。 ・気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報を発表したとき。	津波想定浸水区域（高さ10m）

2 避難目標地点

避難の目標とする地点は、避難対象地域外であり、道路ネットワークと避難対象地域との接点（避難目標地点）及び避難場所・津波避難ビルとする。

3 避難誘導

警察署、消防団及び関係機関等が連携して避難誘導を行う。

また、住民等は、自主防災組織を中心とする避難誘導體制に基づき、避難行動要支援者を支

援しながら、被災状況に応じて適切な避難誘導を行う。

4 避難場所の開錠

平日夜間及び休日において、震度5強以上の地震、又は、津波注意報以上の津波に関する情報が発表された場合、指定されている津波避難場所の開錠担当職員が津波避難場所の施設の開錠を行い、避難者を受け入れる。

第7節 医療救護・防疫活動

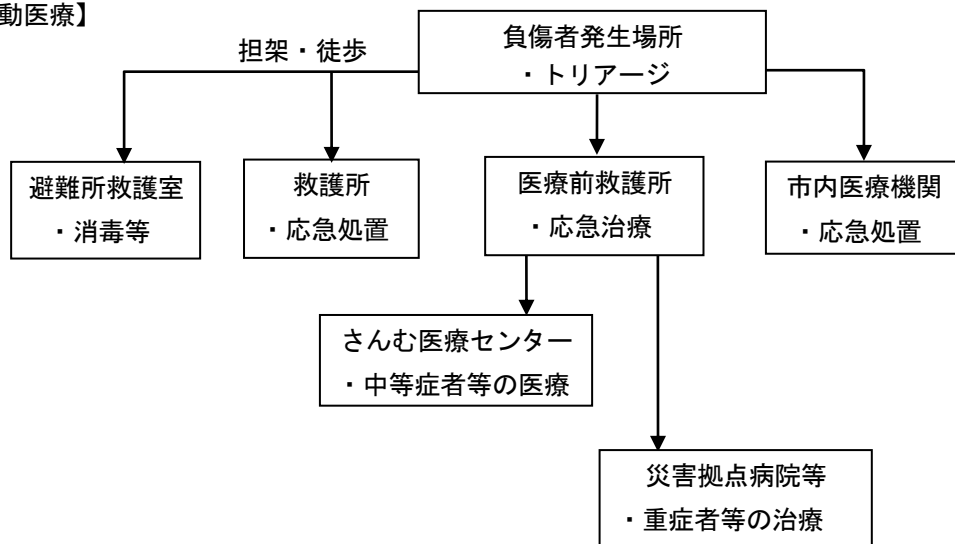
項 目	市担当	関係機関
第1 医療救護活動	保健班	県、山武郡市医師会・山武郡市歯科医師会・山武郡市薬剤師会、消防本部
第2 防疫活動	保健班	保健所（山武健康福祉センター）、山武郡市医師会
第3 保健衛生活動	保健班	保健所（山武健康福祉センター）

第1 医療救護活動

市は災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班等により診療等を行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長はこれを補助する。

【初動医療】



1 情報収集・提供

県は、県内市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに、医療施設、医薬品等医療資器材の需給状況等について情報収集を行い、市等の関係機関に情報提供を行う。

保健班は、医師会等の関係機関に把握した医療情報の提供を行う。

2 初動医療体制

(1) 救護本部の設置

市内で震度5強以上を観測した場合、保健班は成東保健福祉センターに救護本部を設置し、県の災害医療本部及び山武郡市合同救護本部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の医療関係機関と連携した医療救護活動を推進する。

(2) 医療救護班の編成

保健班は、山武地域合同救護本部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会に対して救護班の編成及び出動を要請する。

また、市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等の出動を要請する。

(3) 救護所の設置

保健班は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて医療救護所を設置し、医療救護活動従事者及び医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する。

〈救護所の区分・場所等〉

区分	設置場所	救護内容	救護者
避難所救護室	各避難所（学校の教室等）	消毒	保健師、看護師 （学校職員）
医療救護所	松尾 I T 保健福祉センター さんぶの森中央会館 蓮沼スポーツプラザ	応急処置（消毒、止血、縫合等）	医師、看護師 （保健福祉従事職員）
医療前救護所	なるとうこども園	治療（医療センターの受入不可の患者）	医師、看護師 （DMAT 等）

3 医薬品・医療器具の確保

(1) 医薬品・医療器具の確保

保健班は、医療救護のための医薬品・医療器具を、山武郡市薬剤師会等から調達する。確保が困難な場合は、県を通じて薬品業者、他医療機関等に要請する。

災害発生直後は、医師、歯科医師、薬剤師が携行した医薬品を使用する。

(2) 血液等の確保

保健班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

4 後方医療

保健班は、救護所等で対応できないときは、後方医療機関での対応を要請する。

〈後方医療機関〉

区 分		名 称（隣接ヘリコプター離発着場）
災害医療協力病院		さんむ医療センター、東陽病院、国保大網病院、九十九里病院
災害拠点病院	基幹災害医療センター	国保旭中央病院（専用臨時ヘリポート） 日本医科大学千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）
	地域災害医療センター	東千葉メディカルセンター（専用臨時ヘリポート）

5 搬送体制

消防本部は、救出現場から救護所までの重症者の搬送は、救急車等により搬送する。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等において協力して行う。

6 要配慮者への対応

保健班は、在宅の人工透析患者、人工呼吸器装着者等について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

第2 防疫活動

1 防疫体制の確立

保健班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づき、防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。

2 防疫活動

(1) 検病調査及び健康診断

保健所（山武健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて山武郡市医師会、市及び等関係機関の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

(2) 消毒の実施

保健班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。

住宅等は、防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、区・自治会、自主防災組織等を通じて薬品を配布し、市民が散布するよう指導を行う。また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して薬剤の供給の支援を要請する。

公共施設等は、災害協定により県ペストコントロール協会等の協力を得て、消毒等を行う。

(3) 感染症患者への措置

保健所（山武健康福祉センター）は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(4) 指定感染症に関する情報共有

保健所（山武健康福祉センター）は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市等と連携して情報を共有する。

(5) 報告

保健班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、保健所（山武健康福祉センター）に報告する。

第3 保健衛生活動

1 被災者の健康管理

(1) 巡回班の編成

避難所における避難生活が長期化するときは、保健班は保健師等による巡回班を編成し、健康相談、口腔チェックなどを行う。

また、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下防止等のため必要がある場合、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を県に要請する。

(2) 保健活動の実施

ア 保健班は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健所（山武健康福祉センター）が編成する保健活動チーム、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

イ 保健班及び保健所（山武健康福祉センター）は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、

エコノミークラス症候群、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

ウ 保健活動の実施が長期化・広域化等するときは、保健班は保健師等チームの応援派遣要請を、保健所（山武健康福祉センター）と通じて県に要請する。

2 飲料水の安全確保対策

市は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、直ちに巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

第8節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬

項 目	市担当	関係機関
第1 行方不明者の捜索	市民班	警察署、消防本部、消防団、自衛隊、海上保安部、山武市建設業災害対策協力会
第2 遺体の処理・埋火葬	市民班	警察署、日赤千葉県支部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、自衛隊

第1 行方不明者の捜索

1 行方不明者情報の収集

市民班は、警察への捜索願や相談窓口等で受け付けた行方不明者の情報を収集する。

2 捜索活動

市は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長はこれを補助する。

行方不明者の捜索は、警察署、消防本部、消防団、自衛隊及び山武市建設業災害対策協力会等の協力を得て実施する。

津波により浸水した区域や海域での捜索は、県、自衛隊、海上保安部によるヘリコプター、船舶による捜索及び救助を要請する。

第2 遺体の処理・埋火葬

1 遺体の安置、処理

多数の遺体がある場合は必要に応じ、災害対策本部の判断により災害対策本部が警察署の協力を得て遺体安置所（警察による遺体の身元確認や検視のほか、医師等による検案や処理、遺族への引き渡し等を一括で行う場所）を公共施設等に開設する。

災害対策本部は、県、日赤千葉県支部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会等に検案医師等の派遣を要請する。また、葬祭業者に納棺作業や資機材確保等の協力を要請する。

〈遺体の処理等〉

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
検案	死因その他の医学的検査をする。

2 遺体の搬送

引き渡した遺体の火葬場等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。ただし、遺族による搬送が困難なときは、市民班が葬儀業者及び自衛隊等に協力を要請する。

3 遺体の埋葬

(1) 遺体の火葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬を行うことが困難な場合は、応急措置として市民班が遺体の火葬を行う。

遺体が多数のため山武郡市広域斎場で火葬できないときは、「千葉県広域火葬計画」による広域応援を県に要請する。

(2) 身元不明者遺骨の対応

市民班は、身元不明の引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

第9節 給水・物資の供給

項 目	市担当	関係機関
第1 飲料水の供給	環境保全班、水道班	山武郡市広域水道企業団
第2 食料の供給	物資班、本部班、市民自治班、教育班	—
第3 生活必需品の供給	物資班	—
第4 救援物資の受入れ・管理	物資班、本部班、情報班	日本赤十字社、ボランティア団体

第1 飲料水の供給

1 家庭内備蓄の活用

発災初期に必要な市民・事業所等の飲料水は、家庭内及び事業所内の備蓄品で対応することを原則とする。

2 応急給水活動

(1) 給水需要の把握

環境保全班は、断水したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、水道事業者（水道班及び山武郡市広域水道企業団）からの情報等を収集、整理し、断水地区の範囲、断水世帯数（人口）、避難者数を把握する。

(2) 優先給水

環境保全班は、水道事業者（水道班及び山武郡市広域水道企業団）の協力を得て、断水地区の医療機関、救護所、社会福祉施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

(3) 給水活動

環境保全班は、給水車、給水タンク等を確保し、必要に応じて市役所等を給水拠点として給水区域外の給水活動を行う。水道事業者（水道班、山武郡市広域水道企業団）は、浄水場等を給水拠点としてそれぞれの給水区域内（水道使用の契約のない市民も含む。）の給水活動を行う。

災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。また、水道事業者による給水活動は市からの委託として行い、水道事業者は救助費用の一時繰替支弁、関係帳簿の作成を行う。

給水拠点では、市民等が持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

市（環境保全班）及び水道事業者（水道班、山武郡市広域水道企業団）では給水対応ができない場合は、自衛隊災害派遣、災害時相互応援協定締結自治体、県及び他の水道事業体に応援を要請する。また、水道事業者が応援を要請した場合は、市（環境保全班）に報告する。

また、応急復旧の進捗に伴い、仮設給水栓等を設置して給水の拡大に対応する。

なお、発災後の円滑な応急対応のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問い合わせ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておく。

(4) 給水基準

災害発生初期の給水の基準は、1人1日3リットルとし、その後は断水の復旧状況や救援等の状況を踏まえて設定する。

第2 食料の供給

1 家庭内備蓄の活用

発災初期に必要な市民・事業所等の食料は、家庭内及び事業所内の備蓄品で対応することを原則とする。

2 食料供給体制

(1) 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

〈食料の供給対象者〉

- ア 避難所に収容された者
- イ 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
- ウ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者

(2) 必要量の把握

物資班は、次により食料の必要量を把握する。

- ア 情報班から各避難所の避難者数を把握する。
- イ 住宅等の指定避難所以外で避難生活を継続する被災者の必要量は、地域の避難所又は出張所にて、被災者の申し出により把握するほか、要配慮者班等が行う安否確認により把握する。

(3) 食料の確保

物資班は、必要量に基づき災害時応援協定締結業者への発注や救援物資等を活用して食料を確保する。確保が困難なときは本部班に報告し、本部班は自衛隊の炊き出しや県に対して供給を要請する。

本部班は、炊き出し等に使用する米穀を必要とする場合はその数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

3 食料の供給

物資班は、可能な限り直接避難所までの食料の輸送を供給業者に依頼する。供給業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。

避難所での食料の配付は、避難所運営組織が行う。

4 炊き出し

区・自治会、自主防災組織等が避難所等で炊き出しを行う場合、市民自治班は食品衛生管理の留意事項を周知する。

また、ボランティア等（キッチンカーによるものを含む。）による炊き出しの場合は、「炊き出しチェック表」を作成させ、山武健康福祉センター及び市に提出させる。

物資班は、必要に応じて資機材、食材等を調達して提供する。

市が炊き出しを行う必要があると本部が判断した場合、教育班は調理員、食材等を確保し、給食センター等で調理して避難所等に供給する。

その他必要に応じて自衛隊災害派遣による炊き出しの要請や、山武市商工会、ボランティアの協力を確保して実施する。

第3 生活必需品の供給

物資供給の対象者は、次のとおりとする。

生活必需品の確保及び供給は、食料の供給と同様に行う。

〈生活必需品の供給対象者〉

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者
ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第4 救援物資の受入れ・管理

1 物資の要請

(1) 物資の要請

情報班は、備蓄や業者等からの調達量では、食料及び生活必需品が不足する場合は、それらの不足状況を取りまとめ、本部班を通じて、県や他自治体等に救援物資の要請を、また、日本赤十字社に義援品の要請を行う。その他必要に応じ、全国に向けて救援物資の提供を募集する。

(2) 義援物資の受入れ方針

救援物資提供の申し出があった場合は、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資を優先して受け入れることを原則とする。救援物資の受入れは登録制とし、市が必要なときに供給を要請する。

2 救援物資の受入れ

物資班は、物資集積所（地域内輸送拠点）を開設する。

なお、本市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測され、県が需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等をプッシュ型で供給する場合は、あらかじめ国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録した物資集積所にて受け入れる。

届けられた物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、避難所等からのニーズにより災害協定を締結する輸送業者等により避難所等へ供給する。

第10節 広域応援要請・広域避難者等の受入れ

項 目	市担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	本部班	自衛隊
第2 県・市町村等への要請	本部班、総務班、水道班、各班	山武郡市広域水道企業団
第3 消防の広域応援要請	本部班	消防本部
第4 災害協定の活用	本部班、総務班	
第5 広域避難者等の受入れ	本部班（消防防災課）、各班（課等）	—

第1 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣・撤収要請

(1) 連絡員の派遣要請

本部班は、大規模な災害発生が予想される場合、陸上自衛隊第一空挺団第3普通科大隊第8中隊と調整し、連絡員の派遣を要請する。

(2) 派遣要請

本部長（本部班）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、県から派遣された情報連絡員、千葉県防災行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、若しくは通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接関係部隊等（(1)の連絡員を含む。）に通報する。この場合、事後速やかに知事に通報する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連 絡 先	県防災危機管理部防災対策課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

(3) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

2 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的でその救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときなどは、部隊等を自主派遣することができる。

3 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

〈自衛隊の派遣活動〉

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 自衛隊の受入れ

本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入れ体制を整える。

また、自衛隊に要請する活動について、庁内や関係機関のニーズや活動状況を調整し、他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう配慮する。

〈自衛隊の受入れ体制〉

項 目	内 容
作業計画の作成	ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人員及び必要機材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資 機 材 の 準 備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係のある管理者の了解を速やかにとれるよう事前に配慮する。
交 渉 窓 口	ア 本部班に連絡窓口を一本化する。 イ 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
集 結 場 所 宿 営 地	受入れは次のスペースが確保できる場所とする。 ア 本部事務室 イ 宿营地 ウ 材料置場 エ 炊事場（屋内・外の適切な広さ） オ 駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）

	【候補地】成東総合運動公園、さんぶの森ふれあい公園多目的広場等
ヘリコプター 臨時離発着場	ヘリコプター発着場の基準は次のとおりである。 OH-6J×1 約30m×30m UH-1H×1 約36m×36m UH-60×1 約50m×50m CH-47×1 約100m×100m

5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

〈経費の負担区分〉

ア	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
イ	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
ウ	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
エ	天幕等の管理換に伴う修理費
オ	その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第2 県・市町村等への要請

1 応急対策職員派遣制度の活用

総務班は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム^{※1}、対口支援チーム^{※2}の支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

2 県への要請

本部長（本部班・総務班）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

〈県への応援要請手続き〉

要 請 先	県防災危機管理部防災対策課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

3 指定地方行政機関等への要請

本部長（本部班・総務班）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認める場合、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に申しあせを求める。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	ア 派遣の要請・あつせんを求める理由 イ 職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	災害対策基本法第29条(派遣) 災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17（あつせん）

4 県内市町村への応援要請

本部長（各班）は、大規模な災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認める場合、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づいて、県内市町村に応援を要請する。

〈県内市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要 請 事 項	ア 被害の状況 ウ 応援の具体的な内容及び必要量 オ 応援場所及び応援場所への経路 カ 前各号に掲げるものの他必要な事項	イ 応援の種類 エ 応援を希望する期間
応援の種類	ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ 被災傷病者の受入れ キ 遺体の火葬のための施設の提供 ク ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ケ ボランティアの受け付け及び活動調整 コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

5 上水道事業体への応援要請

本部長（水道班）及び山武郡市広域水道企業団は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

6 応援者の受入れ・活動支援

本部班・総務班は、応援が必要な各部班のニーズを把握し、応援先の機関等と要員、資機材等の調整を行う。

なお、応援者の宿泊施設、食料、資機材等に関し、応援者側で手配することを要請する。

7 広域防災拠点との連携

県は、大規模な自然災害発生時に「千葉県大規模災害時応援受援計画」（平成31年3月）に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、市（各班）はこれらの拠点と連携して広域応援等の受け入れを円滑に行う。

また、本市が管理する施設（松尾運動公園、さんぶの森公園）に広域防災拠点が設置された場合は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠など拠点施設の利用に必要な協力を行う。

＜山武市が属するゾーンの広域防災拠点＞

支援ゾーン	拠点の種類	施設名	備考
海匝・山武ゾーン	広域活動拠点等 （救援部隊の受入）	県東総運動場 昭和の森 旭文化の杜公園 松尾運動公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
	災害拠点病院等 （DMATの受入等）	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
	広域物資拠点（救援物資の受入れ・管理等）	近隣の営業倉庫 （県倉庫協会加盟）	
海匝・山武・長生地域	広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園	九十九里広域災害ボランティアセンター

第3 消防の広域応援要請

1 広域消防応援体制

消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

緊急消防援助隊の受入れ場所は、松尾運動公園とする。

2 ヘリコプターの派遣要請

本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

第4 災害協定の活用

本部班は、総務班がとりまとめた各部班の応援協力のニーズを踏まえ、災害協定を締結する団体への応援協力の要請を行う。

第5 広域避難者等の受入れ

1 広域避難者等の受入れ

市外で災害が発生し、県等を通じて避難者又は被災者の一時滞在の受入れ協議があった場合、本部班（消防防災課）は、受入れについて県及び被災市町村と調整を行う。

2 広域避難者等の支援

避難者に対し、本部班は指定緊急避難場所を提供し、必要に応じて備蓄食料等を提供する。

住居等が被災した被災者に対し、各班（課等）は、公共施設、公営住宅の確保、民間住宅の借り上げ等による滞在施設の確保や食料・物資等の供給、福祉、教育、就業等の支援を行う。

第11節 生活関連施設等の応急復旧対策

項 目	市担当	関係機関
第1 ライフライン施設	水道班、環境保全班	山武郡市広域水道企業団、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社ほか通信事業者、大多喜ガス株式会社
第2 交通	土木班	東日本旅客鉄道株式会社、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第3 公共施設	公共施設の管理者	—

第1 ライフライン施設

1 上水道

水道施設の応急復旧に当たっては、水道班と山武郡市広域水道企業団の各復旧担当職員の監督のもとで施工業者を動員して行う。被害範囲が広域で、水道班と山武郡市広域水道企業団のみの能力では対応が不可能なときには、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等に応援を得て復旧を行う。

なお、発災後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問い合わせ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておく。

2 電力

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、地震、雪害、その他非常災害発生時には設備被害状況を把握し、対策を講じる。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、ホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、電気に関する注意事項について広報活動を実施するとともに、必要に応じて広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、大規模停電が発生したときは、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」等に基づき、市災害対策本部への連絡調整員の派遣、千葉県と協議により電源車の配備を行うほか、停電復旧に支障となる樹木などの障害物の除去等について、市と相互協力の上、復旧作業を実施する。

3 通信

東日本電信電話株式会社及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

通信設備に被害が生じた場合又は輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難又は通信が途絶した場合は次のとおり応急措置を行い、必要最小限の通信を確保する。

〈応急措置〉

- | |
|--|
| ア 通信の利用制限
イ 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
ウ 無線設備の使用 |
|--|

- エ 特設公衆電話の設置
- オ 非常用可搬型電話局装置の設置
- カ 臨時電報、電話受付所の開設
- キ 回線の応急復旧
- ク 災害用伝言ダイヤル・伝言板サービスの実施

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- ア 通信途絶、利用制限の理由と内容
- イ 災害復旧措置と復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「Web171」の提供開始

なお、大規模な通信障害が発生したときは、「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」等に基づき、市災害対策本部への連絡調整員の派遣、倒木等による復旧工事の遅れがある場合は、市、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊等と連携した復旧作業を推進する。

4 ガス

大多喜ガス株式会社は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止する。

また、ガス漏れによる二次災害の防止、市民等の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報活動を行う。

第2 交通

1 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、あらかじめ定められた計画により、次の措置を行う。

(1) 運転規制

地震を覚知した場合は、列車の停止又は速度規則をとり、施設の点検を実施し、安全を確認した後、列車の移動等の措置をとる。

(2) 乗客の避難誘導、混乱防止

駅においては、旅客を臨時避難場所に混乱の生じないように誘導する。

駅間の途中に停止した列車においては、原則として乗客を降車させないが、止む得ないときは安全に注意して降車させる。なお、乗務員は、最寄りの駅等と連絡をとる。

(3) 事故発生時の救護活動

駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

2 道路・橋梁

道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、緊急輸送道路一次路線を最優先に応急措置を行い道路交通の確保を図る。復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整して行う。

また、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行う。

土木班は、市道について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

第3 公共施設

公共施設の管理者は、所管する施設の利用者等の安全を確保する。利用者の避難誘導や救護の後、施設の被災状況を調査し、二次災害防止等のための応急措置を行う。

第12節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項 目	市担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	教育班、こども班	—
第2 応急教育	教育班	—
第3 応急保育	こども班	—
第4 社会教育施設の対策	教育班	—
第5 文化財の確認	教育班	—

第1 災害発生時の対応

1 園児・児童・生徒の安全確保

園長及び学校長は、地震が発生した場合あるいは津波警報等が発表された場合は、各学校等の避難計画に基づいて、園児・児童・生徒を安全な避難場所まで誘導し、保護者の引き取りがあるまで一時的に保護する。

また、県の「学校における地震防災マニュアル」（令和4年1月）に基づき園児、児童、生徒の安全を確保し、安否情報及び被害状況をこども班・教育班に報告する。

2 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、翌日以降に園児・児童・生徒の安否を確認する。

3 避難所開設への支援

学校長は、当該施設に避難者がきた場合は、施設を開放し、市が行う避難所開設に協力する。

4 連絡体制

教育班・こども班は、施設ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期することとする。

第2 応急教育

1 応急教育の準備

教育班・学校長は、学校安全計画に基づき臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等及び保護者に授業再開を周知する。

2 応急教育

(1) 応急教育の実施

学校長等は、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

(2) 健康管理

教育班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

(3) 避難所との区分

教育班・学校長は、避難所と教育場所を区分し、学業や避難生活相互に妨げにならないよ

うに配慮する。

また、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、可能な限り早い段階での授業再開に努める。

(4) 学校給食の措置

教育班は、学校の再開後、学校給食の再開について、県に要請して指導助言を受ける。

(5) 学校納付金等の減免

県は、県立高等学校に対し生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

市は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

3 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

教育班は、災害で学用品を失った児童・生徒を把握し、必要な教材、学用品を給与する。

給与する学用品は、小学校児童及び中学校生徒が教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材とする。

給与の基準等については、災害救助法の定めによる。

災害救助法が適用された場合は知事が教材・学用品を供与し、市長はこれを補助する。

なお、災害救助法が適用された場合においても、知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができ、また災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長は救助に着手するものとする。

第3 応急保育

こども園・幼稚園の園長は、各施設の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合は、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

また、こども班は、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

第4 社会教育施設の対策

1 施設利用者の安全確保

社会教育施設の管理者は、地震が発生した場合あるいは津波警報等が発表された場合は、施設利用者を安全な場所に誘導する。利用者が児童・生徒等の場合は、一時保護又は避難場所へ誘導する。

2 避難所開設への支援

社会教育施設の管理者及び職員等は、当該施設に避難者がきた場合は、避難者を避難場所に誘導する。

また、状況に応じて施設を開放し、市が行う避難所開設に協力する。

第5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会へ、国、県指定の文化財は、市教育委員会を經由して県教育委員会へ報告する。

また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

第13節 廃棄物・環境対策

項 目	市担当	関係機関
第1 障害物の除去	土木班、都市整備班、環境保全班、本部班	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第2 清掃・廃棄物処理	環境保全班	山武郡市環境衛生組合、東金市外三市町清掃組合
第3 環境汚染の防止	環境保全班	県
第4 動物対策	環境保全班、避難所運営班、物資班	保健所（山武健康福祉センター）、動物愛護センター、千葉県獣医師会

第1 障害物の除去

1 住宅関係の障害物の除去

都市整備班及び環境保全班は、災害により障害物が住宅又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物（住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい影響を及ぼすもの）を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。また災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長は救助に着手するものとする。

障害物の除去は、建設事業者等に要請する。市で処理することが不可能な場合は、近隣市、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

〈住宅関係の障害物除去の対象者・方法〉

対 象 者	ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
	イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
	ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者
方 法	ア 救助の実施機関が原則民間事業者等に要請し、障害物の除去を実施する。
	イ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。（応急的救助に限る。）

また、消防防災課は、対象者とならない被災者のうち、崖崩れにより被害を受けた家屋の所有者に対しては、山武市崖崩れ復旧事業補助金交付要綱に基づき、土砂等の撤去に係る経費について、補助金を交付する。

2 道路関係の障害物の除去

道路管理者は、通行に支障を及ぼしている道路上の障害物を除去する。特に緊急輸送道路一次路線については最優先に実施する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

3 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川、排水路等の巡視を行い、障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

4 農地等の障害物の除去

農地等における障害物は、所有者が行うことが原則であるが、被害の程度によっては、市、県が協議して対応する。

5 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去

災害により大量の土砂とがれきが混ざりあった状態で宅地に堆積し、堆積土砂排除事業（国土交通省）の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業（環境省）の対象となるがれきを一括除去する必要がある場合や、災害復旧事業（国土交通省など）の対象となる道路等公共土木施設の土砂も一括除去する必要がある場合は、それらを分別せずに除去する「連携スキーム」の活用を検討する。

この場合、環境保全班、土木班など関係各班は連携して対策チームを編成し、一括除去の運用体制を確保するとともに、関係省庁（環境省、国土交通省など）と連携スキームの運用について協議する。

第2 清掃・廃棄物処理

1 廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理体制の確立

災害廃棄物処理は、環境保全班が「山武市災害廃棄物処理計画」等に基づき、発生量を推計し、早急に処理体制の確立を図る。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の災害廃棄物の処理が大量に発生することが予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(2) 生活ごみの処理

環境保全班は、処理施設の被害状況、避難所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、関係組合と収集方法を協議する。

ごみの収集及び処理は、山武郡市環境衛生組合及び東金市外三市町清掃組合（成東地域のごみ収集は環境保全課）が行うものとするが、対応できない場合は他市町村及び関係団体に応援を要請する。また、状況に応じて避難所等に仮集積所を設定し、ごみ収集業者等の協力を得て運営する。

(3) 排出・回収ルール等の広報

環境保全班は、災害時のごみの区分、出し方等を被災者に広報する。また、災害ボランティアセンター等を通じて災害ごみの搬出等に協力する災害ボランティアに周知するとともに、災害ボランティアセンター等関係機関にも周知を図る。

2 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

避難所では、被害状況に応じて仮設トイレを設置する。

環境保全班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して、避難所に設置する。

仮設トイレの清掃及び消毒は、原則として使用者が行うものとする。

(2) 既存施設の活用

排水施設に支障がない場合、断水した避難所では、避難所運営組織等によりプール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。

(3) し尿の収集・処理

環境保全班は、山武郡市広域行政組合を通じて委託業者に要請し、し尿の収集を行う。収集・処理が困難な場合に、県等に応援を要請する。

第3 環境汚染の防止

環境保全班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民等やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4 動物対策

1 死亡家畜の処理

市（物資班）は、県の指導により、死亡した家畜等について必要な措置を講じる。

2 動物への対応

保健所（山武健康福祉センター）、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄又は逃亡した場合には、市、千葉県獣医師会等関係団及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」（平成 30 年 12 月改正）に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、救護活動を実施する。

3 ペット同行避難への対応

避難所運営班は、ペット同行避難に備えて、避難所にペットの飼育スペースを確保する。また、避難者の居住スペースへの盲導犬、介助犬等を除いたペットの持ち込みを原則として禁止し、ペットの飼育は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

環境保全班は、ペットの飼育スペースを確保できない避難所について、一時飼育拠点を確保する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」（平成 30 年 12 月改正）に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。

第14節 建築物・住宅対策

項 目	市担当	関係機関
第1 被災建築物の応急危険度判定	都市整備班	—
第2 被災宅地の危険度判定	都市整備班	—
第3 住家の被災調査・罹災証明の発行	調査班	消防本部
第4 住宅の応急修理	都市整備班	—
第5 応急仮設住宅の供給	都市整備班	県

第1 被災建築物の応急危険度判定

被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

1 判定実施体制の準備

都市整備班は、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材等の準備を行う。また、県や災害協定を締結する建築関係団体等の協力を得て応急危険度判定の有資格者を確保する。

2 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人日本建築防災協会）」に基づき、目視点検により行う。判定の結果は、「危険・要注意・調査済」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を実施する。

判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問い合わせ窓口等を報道機関により周知を図る。

第2 被災宅地の危険度判定

被災宅地の二次災害を軽減、防止するために危険度判定を行う。

1 判定実施体制の準備

都市整備班は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問い合わせ窓口等を報道機関により周知する。

2 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」等に基づき行い、「危険宅地・要危険宅地・調査済宅地」の区分し、判定結果を色紙で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、市民等に周知するとともに、警戒避難対策、危険区域への立入制限を実施する。

第3 住家の被災調査・罹災証明の発行

1 住家の被災調査

調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明を発行するために、住家等を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」（令和3年3月）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）に区分し、調査を行う。

状況に応じて千葉県土地家屋調査士会等に協力を要請するほか、航空写真、被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど適切かつ円滑な調査手法を検討する。

火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

2 罹災証明の発行

調査班は、家屋の被害調査の結果に基づき、罹災証明を発行する。

火災の罹災証明書は消防署で発行する。

第4 住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない市民等、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民等とする。

都市整備班は、住宅の応急修理の申し込みを受付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

(2) 応急修理の実施

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後に住宅の応急修理については本部長（市長）が実施を判断し、必要に応じて修理に着手する。

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、都市整備班は建設事業者との請負契約を結び実施する。市で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市及びその他関係機関の応援を得て実施する。

2 市営住宅の応急修理

都市整備班は、市営住宅が災害により著しく損傷を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する

市営住宅の応急修理は、屋根、居室、トイレ及び台所等の日常生活に欠くことのできない部分のみとし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第5 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の供給は賃貸住宅等の借上げを優先し、不足する場合に仮設住宅の建設を行う。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

都市整備班は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、県に要請する。

(2) 入所者の選定

都市整備班は、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

※住民登録の必要はなく、市に居住していることが明らかな者であればよい

(3) 用地確保

都市整備班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

(4) 建設

災害救助法が適用された場合は、県が建設を行い、市長はこれを補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事の実施を待つことができないときは、市が着手するものとする。この場合は、都市整備班は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき建設する。市が建設できない場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

(5) 管理

都市整備班は入居者の要望等を把握し、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

2 民間賃貸住宅の借り上げ等の措置

都市整備班は、公営住宅や民間賃貸住宅の空室を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

第15節 要配慮者対策

項 目	市担当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	要配慮者班	消防団、山武市社会福祉協議会、自主防災組織、郵便局
第2 要配慮者への対応	要配慮者班、都市整備班、本部班	消防団、山武市社会福祉協議会、福祉関係団体、自主防災組織
第3 社会福祉施設入所者等への支援	要配慮者班	社会福祉施設

第1 避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援

山武市避難行動要支援者支援計画に基づき、区・自治会、自主防災組織、民生委員等が連携して避難行動要支援者の避難誘導及び災害情報の伝達を行う。

2 安否確認

要配慮者班は、避難が必要な災害が発生した場合、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、民生委員、消防団及び郵便局に対し、要配慮者など市民の安否確認を要請する。また、病院、介護施設等から入所者の安否情報を収集する。

第2 要配慮者への対応

1 避難所における支援

要配慮者班は、避難した要配慮者の状況を確認し、山武市社会福祉協議会等の福祉関係団体、区・自治会、ボランティア等の協力を得て支援を行う。

なお、避難所での生活にあたっては、可能な限り障がい者の種類や特性に応じた収容方法等に留意する。

(1) 資機材の確保

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの必要な資機材の確保を行う。

(2) 食料、介護用品の確保

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

(3) 生活への支援

必要なケアサービスを確認し、保健師、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の確保を行う。

2 在宅避難者の生活支援

要配慮者班は、救援物資等を自ら取得できない在宅避難の要配慮者をリストアップし、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、民生委員、消防団等の協力を得て救援物資を配布する。

3 福祉避難所の開設

本部班、要配慮者班は、避難所での生活に特別な配慮を要する者の状況、福祉避難所へ直接避難するよう指示した要配慮者の要望等から福祉避難所の開設を判断する。

福祉避難所の受入対象は、次の要件に該当する者及び介護等を行う家族や保護者とする。

要 件	ア 避難所での生活において特別な配慮を要する者 イ 身体等の状況が福祉施設への入所には至らない程度の者 ウ 家族等による介護が可能な者
具 体 例	ア 高齢者（75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者） イ 介護保険の要介護認定者 ウ 障がい者 エ 妊産婦（身体的に特別の配慮が必要な者） オ 乳幼児 カ 病弱者 キ その他市長が必要と認める者

4 社会福祉施設への入所

要配慮者班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。

5 被災した要配慮者の生活確保

都市整備班は、要配慮者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。

要配慮者班は、被災地及び避難所において、被災した要援護者の生活を支援するための福祉サービスの提供を行う。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

1 安全確認

社会福祉施設の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等の協力を要請する。

要配慮者班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

2 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。

第16節 ボランティアへの対応

項 目	市担当	関係機関
第1 ボランティアの受入れ体制	市民自治班	山武市社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	市民自治班	山武市社会福祉協議会

第1 ボランティアの受入れ体制

1 災害ボランティアセンターの設置

市民自治支援班及び山武市社会福祉協議会は、山武市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定に基づき、災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

(1) ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

(2) ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体（ボランティア活動の支援や調整を行う中間支援組織を含む。）の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

(3) ボランティアの派遣

災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

(4) ボランティアの募集

ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。

(5) ボランティアの感染症対策

感染症が懸念される状況においてボランティアの募集範囲を拡大する場合は、被災者のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議を行う。

2 ボランティアの受入れ

(1) 一般ボランティア

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

(2) 専門ボランティア

事前に登録されたボランティアに関しては、担当する各班が受け入れる。

県災害ボランティアセンターで登録した専門分野でのボランティアについては、県が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

〈ボランティアの協力を得て実施する活動内容〉

(1) 一般ボランティア

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 生活物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障がい者等要配慮者の介護

- オ 被災地の清掃、がれきの片付けなど
- カ その他被災地における軽作業等
- (2) 専門ボランティア
 - ア 外国語の通訳、情報提供
 - イ 被災建築物の応急危険度判定
 - ウ 被災宅地の危険度判定
 - エ 災害情報や安否情報の収集整理、広報
 - オ 被災者への心理治療
 - カ 高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供
 - キ アマチュア無線通信
 - ク 特殊車両等の操縦、運転
 - ケ その他専門的知識、技能を要する活動等

3 ボランティアニーズの把握

市民自治班及び山武市社会福祉協議会は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

4 ボランティア参加の呼びかけ

市民自治班及び山武市社会福祉協議会は、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に加え、ボランティア団体やNPO法人等の関係団体や自治会等を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

第2 ボランティア活動支援

(1) 食事、宿泊場所

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

災害ボランティアセンターや活動拠点については、市民自治班と山武市社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

市は、ボランティアの活動に伴う経費をその必要性に応じて負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や山武市社会福祉協議会においても、あらかじめ用意しておくことが望ましい。

(4) 活動条件

ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

第17節 帰宅困難者対策

項 目	市担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応	教育班、こども班	大規模集客施設管理者、東日本旅客鉄道株式会社
第2 市の対応	帰宅困難者対策班、本部班、情報班	事業者

第1 施設管理者等の対応

1 施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、利用者、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、利用者、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させる。

2 大規模集客施設や駅等における利用者保護

観光施設等の大規模集客施設の管理者や東日本旅客鉄道株式会社は、管理する施設の安全及び災害関連情報等をもとに、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

また、必要に応じて、利用者を一時滞在施設へ誘導する。

第2 市の対応

1 帰宅困難者の把握と情報提供

帰宅困難者対策班・情報班は、観光施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。また、市が把握した被害や交通情報、避難所や一時滞在施設の開設状況といった災害関連情報を施設管理者に提供する。

2 一時滞在施設の開設及び誘導

(1) 一時滞在施設の開設

帰宅困難者対策班は、帰宅困難者が発生した場合は、一時滞在施設設置予定箇所の被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設を開設する。

また、市は必要に応じて市内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

本部班は、一時滞在施設を開設した場合は、駅、大規模集客施設、帰宅困難者等へ情報提供を行い、その状況を集約して県へ報告する。

〈一時滞在施設設置予定箇所〉

J R利用者：成東文化会館、旧日向小学校体育館、松尾小学校体育館

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 帰宅困難者の受入れ

帰宅困難者対策班は、滞在スペースや駐車スペースに帰宅困難者を誘導する。また、必要に応じて、飲料水、物資等の提供を行う。その他鉄道、バス、道路等の交通再開などの情報提供、バス事業者との臨時バスの運行についての検討、調整を行う。

第18節 生活支援

項 目	市担当	関係機関
生活支援	市民班、帰宅困難者対策班、本部班	—

1 入浴支援

市民班は避難者の入浴のため、次の手段により入浴を支援する。また、入浴支援に当たっては、事前に入浴場所、時間等を広報するほか、自主防災組織、消防団、防災士、ボランティア等にサポートを要請する。

(1) 入浴施設の活用

入浴施設の稼働状況を踏まえ、施設管理者に入浴支援を要請する。

ア 市内、近隣の宿泊施設、入浴施設との協議

イ 入浴施設との災害時応援協定の活用

ウ 元気館の活用（発電機活用）

(2) 自衛隊災害派遣の活用

停電、断水等が長期化する場合は、自衛隊災害派遣部隊に仮設入浴場の設置を要請する。この場合、市役所駐車場、あららぎ館、松尾IT保健福祉センター、蓮沼交流センター等を候補地とする。

2 洗濯所の開設

帰宅困難者対策班は、停電、断水の長期化によって洗濯が困難となり、市民生活及び衛生上の問題があると判断する場合、県から管理委託された洗濯機等を活用した洗濯所の開設を行う。

洗濯所は避難所付近とし、利用者のプライバシー等を確保するとともに、関係機関に電力、水の供給を要請する。

3 携帯電話充電サービス

本部班は、停電が長期化する場合、避難所、市管理施設等に充電用のスペース、充電器材を設置し、携帯電話充電サービスを行う。設置に当たっては、災害協定団体に、充電器、発電機、電源供給車、バッテリー等の借用を要請する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活安定のための対策

項 目	市担当	関係機関
第1 被災者の生活支援	社会福祉課、課税課、子育て支援課、国保年金課、高齢者支援課、秘書広報課、収税課、都市整備課、消防防災課、社会福祉課	山武市社会福祉協議会、千葉公共職業安定所、日本郵便株式会社、各公共機関
第2 地域経済への支援	農政課、商工観光課	—

第1 被災者の生活支援

1 被災者台帳

(1) 被災者台帳の作成

消防防災課は、個々の被災者の被害状況や支援の実施状況等を一元化した被災者台帳を作成する。

2 安否情報の提供

消防防災課は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

3 税等の特例措置

(1) 税の特例措置

課税課、収税課は、条例等の規定に基づき、被災した市税の納付義務者に対し、市税の期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。国税、県税についても同様の措置がとられる。

ア 期限の延長

イ 徴収猶予

ウ 滞納処分の執行の停止

エ 減免及び納入義務の免除等

(2) 保育料及び利用料の減免等

子育て支援課は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料又は利用料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料又は利用料の全部又は一部を減免する。

(3) 医療費負担等の減免、保険料の減免

国保年金課・高齢者支援課は、被災者等に対し、必要に応じて、医療費、介護保険利用者負担額の一部負担金や保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

4 災害弔慰金等の支給等

社会福祉課は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金等の支給を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した市民等の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある市民等に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 山武市災害見舞金

山武市災害見舞金等交付規則に基づき、災害により死亡した者又は住家に被害を受けた世帯主に対し、見舞金等を交付する。

5 生活福祉資金の貸付

山武市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業制度要綱（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

6 被災者生活再建支援金の支給

社会福祉課は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

オ ウ又はエの都道府県の区域に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）でア～ウのいずれかに隣接し5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた次の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

ア 居住する住宅の全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額 （全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額 （中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

7 千葉県被災者生活再建支援事業

(1) 被災者生活再建支援法の対象とならない次の災害で被害を受けた世帯に、上記と同等の支援金を支給する。

ア 県内で全壊が10世帯以上の災害（県内すべてを対象）

イ 1市町村で全壊が5世帯以上の災害（当該市町村を対象）

(2) 本事業の実施主体は、市町村とする。（費用負担：県1/2、市町村1/2）

8 被災者の労働対策

千葉公共職業安定所は、離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあつせんを図る。

被災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、次の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

9 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が発動された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(3) 災害時における窓口業務の維持

(4) 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

10 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた市民等の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

11 住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設等

都市整備課は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 市営住宅の空き家の活用

都市整備課は、被災者に対して既存公営住宅の空き家を活用し、使用できる措置等を講じる。

(3) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

12 義援金の受付け・配分

(1) 義援金の受付けと保管

秘書広報課は、義援金を受入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受け付ける。

(2) 義援金の配分

社会福祉課は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合はその基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

なお、県又は日本赤十字社から送付された義援金は、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

第2 地域経済への支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民等に周知する。

1 中小企業者への融資資金

商工観光課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等との連携を図り広報等を行う。

2 農林水産業者への融資資金

農政課は、農林水産業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

第2節 災害復旧事業計画

項 目	市担当	関係機関
第1 災害復旧事業	各班	—
第2 国の財政援助等	各班	県

第1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず新設及び必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

第2 国の財政援助等

市及び県は、激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）があり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第3節 災害復興計画

市域が大きな被害を受けた場合、再び地震・津波による災害を被らないために、又は減災のために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、市は、市民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として災害復興対策本部を設置し、関係機関・団体、市民等との合意形成の下に復興のための基本方針を定め、復興計画を策定する。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興整備事業の計画にあたっての考え方は、次のとおりとする。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、すべての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民等とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の産業である商業、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

(5) 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあっせんを要請する。